

AOTS 国庫補助事業のご案内



共に生き、共に成長する

～Live in Harmony Together, Grow Together～



一般財団法人 海外産業人材育成協会

The **A**ssociation for **O**verseas **T**echnical Cooperation and **S**ustainable Partnerships (AOTS)

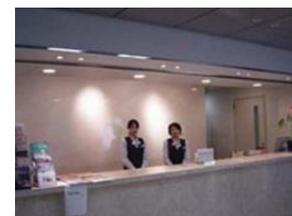
目次

1 . はじめに	… p. 3
2 . 事業概要	… p. 6
3 . 技術研修	… p. 11
4 . 管理研修	… p. 19
5 . 海外研修	… p. 27
6 . 専門家派遣	… p. 35
7 . 寄附講座	… p. 44
8 . 参考資料	… p. 53

1. はじめに

団体概要

設立	1959年(昭和34年)8月10日(合併存続法人(旧AOTS)の設立日)
目的	産業国際化の推進、貿易の振興、投資活動の促進及び国際経済協力に関する事業を行い、もって我が国と海外諸国の相互の経済発展及び友好関係の増進に寄与する。
基本財産	7億円
主要事業	研修、専門家派遣、インターンシップ、ビジネスプロモーション等
事業規模	約76億円(2020年度予算)
事業拠点	国内拠点(東銀座事務所、北千住事務所、東京研修センター、関西研修センター) 海外拠点(バンコク、ジャカルタ、ニューデリー、ヤンゴン)
職員人数	150人(2020年6月時点)
実績	海外産業人材の研修 40万人、日本の専門家派遣 1万人、日本人海外インターンシップ 1千人
略歴	 1959年創立以来、途上国産業界の技術者・管理者等の研修を国内外で実施〔170カ国地域・延べ36万人〕  1970年創立以来、日本の専門家を途上国産業界に派遣して技術指導を実施〔60カ国地域・延べ7,100人〕  2012年3月30日にAOTSとJODCが合併し、財団法人海外産業人材育成協会(HIDA)が設立され、2013年4月1日に一般財団法人として認可された。  2017年7月1日に英文名称をAOTSに変更。日系現地法人を含めた途上国産業界の多様化する技術移転ニーズに迅速的且つ集中的に応えるため、日本政府の公的資金を活用して研修と専門家派遣事業を組み合わせた技術協力をグローバルに展開



海外拠点において、どのような課題をお持ちですか？



客先の要望を受け、海外に新工場を設立したが稼働率が上がらず、このままではロスばかり発生する。

海外子会社に設計・開発機能に移管したいが、現地ではこれまで製造のみであったために、設計・開発技術そのものがないため移管が進まない。



海外子会社で生産している部品の不良率が異常に高く、ムダな電力を消費している。



AOTSの【**国庫補助事業**】によるソリューション

2. 事業概要

◆ 国庫補助事業とは…

都道府県などの地方自治体や地方公共団体・財団・特殊法人などが行う事業で、国がその費用の一部を負担するもの。国庫補助に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、あくまで融通の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第三条の2」より)

事業趣旨

◆ 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

◇ 目的

本事業では、我が国企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、開発途上国における民間企業等の現地の人材育成を行い、**現地の産業技術水準の向上や経済の発展**を図ることを目的とします。

◇ 概要

我が国企業の海外展開の促進等に向け、現地拠点人材の育成や**開発途上国**における製造拠点、販売拠点等の確立及び経営の強化に必要となる幹部人材の育成等を支援するため、民間の技術力や専門能力、製造現場等を活用した**開発途上国拠点の中核人材を日本国内に受け入れて行う実務研修**や講義及び開発途上国の製造現場等を活用した**専門家による指導、現地大学での寄附講座**等を、開発途上国の状況や企業ニーズに応じ、機動的に実施します。

◆ 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

◇ 目的

我が国企業の海外生産拠点を担う現地人材を育成することにより、我が国の省エネ技術の海外展開を促進し、新興国等の産業分野におけるエネルギー利用の効率化を図り、**温室効果ガスの排出削減**に貢献することを目的とします。

◇ 概要

本事業では、**アジア、中東**における我が国企業の生産拠点において、日本式の生産工程への見直しや省エネ性能の高い機械装置の導入等のエネルギー利用の効率化を推進する上で必要となる現地人材の育成を支援するため、**海外拠点の中核人材を日本国内に受け入れて行う実務研修**や海外拠点の製造現場等を活用した**専門家による指導**等の取組を実施します。

現地人材育成のツール 概要

◆ 現地人材育成のツール 概要

国庫補助事業	人材育成のツール	人材育成の現場
技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)	①技術研修	日本
	②管理研修	
	③海外研修	海外
	④専門家派遣	
	⑤寄附講座	
低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)	①技術研修	日本
	②管理研修	
	③海外研修	海外
	④専門家派遣	

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)
 ご利用のための主な必須要件 ※2020年度

◆ 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

項目	必須要件
対象国・地域	開発途上国・地域
実施目的 ※1	開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術移転であること (実施目的が、 現地法人でこれまで実績のない新技術 の導入や 従来と比べて高性能 な製品・サービスへのモデルチェンジの対応等)
	開発途上国・地域の実情に応じた課題解決の視点が含まれること
日本側企業	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超であること
現地側企業	開発途上国・地域に法人格を有すること (=日本側の支店や事務所は不可)
	先進国(日本除く)の出資が50%未満であること

※1 管理研修で実地研修を行わない場合と海外研修は、実施目的の必須要件を限定しません。

低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業) ご利用のための主な必須要件 ※2020年度

◆ 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

項目	必須要件
対象国・地域	アジア、中東の国・地域 ※1
対象業種 ※2 ※3	申請企業の事業内容ではなく、研修対象製品が下記のいずれかに該当すること ① 自動車分野(自動車、自動車部品 等) ② 産業機械分野(工作機械、生産用・業務用機械 等) ③ 電気機械分野(重電機器、電子・情報通信機器、精密機器、家庭電器 等)
省エネルギー効果	案件の実施を通じて、 現地で生産プロセスにおける省エネルギー効果 (ライン・工程の改善、新設備導入、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること
日本側企業	日本に法人格を有すること (=日本側の支店や事務所は不可)
現地側企業	アジア、中東の国・地域に法人格を有すること

※1 外務省HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>) において「アジア」、「中東」地域とされている対象国・地域

※2 対象業種とは、ご申請企業の主たる業種ではなく、**研修・指導対象となる製品が何に使われているか**によります。
 例えば繊維関連企業が自動車用シート繊維(汎用品は不可)製造に**限定される研修・指導**を行う場合、繊維は対象業種にありませんが、製品用途が自動車用になるので対象業種は自動車になり、要件を満たすこととなります。

※3 管理研修で実地研修を行わない場合は、必須要件以外の業種でも可。

3. 技術研修

①受入研修(技術研修) 【日本での人材育成】

◆ 日本での人材育成

◇ 受入研修(技術研修)

海外子会社等の中核となる人材を日本へ受入れ、各企業の固有技術を習得します。



受入研修(技術研修)

◆低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

◇ 海外子会社の社員に、サイクルタイム削減のための生産技術・生産管理技術を教える。

・日本側企業のフィリピン子会社ではプリンターを製造・販売しており、中国子会社からの生産移管を進めているものの、工程の作り込みは中国レベルにも及ばない。

この課題解消のため、派遣企業の生産技術部門と生産管理部門の課長及び係長を日本へ受入れ、製品の構造から検査・工程設計・業務フローまで一貫した生産技術・生産管理に関する知識・技術を習得させるための研修を行い、結果として**サイクルタイムを18%削減**する目的で実施した。



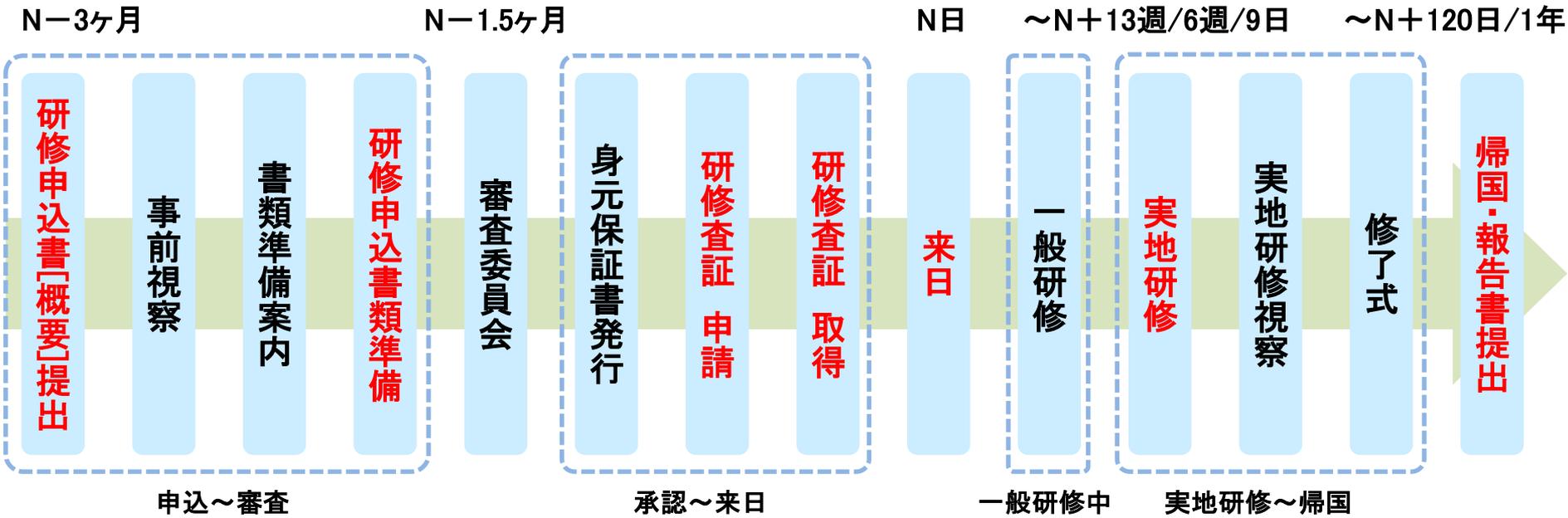
◆ ①受入研修(技術研修)

日本側企業(受入企業)	現地側企業(派遣企業、研修生)
<ul style="list-style-type: none">・研修生受入に伴う諸費用の負担能力がある・現地側と資本関係か商取引関係がある・日本側社員20名に対し研修生の受入は1名が目安・指導員は当該技術の実務経験5年以上・現地側との間に有償の技術役務提供契約がない	<ul style="list-style-type: none">・現地側と雇用契約が結ばれている・年齢は20歳以上50歳以下・原則、大卒以上またはこれに準ずる学力(=専門・短大卒)もしくは職歴がある・現地で、管理監督または指導的な職務にある、またはその職務を期待されている・軍籍にない

日本での研修

- ・日本で研修することが適当な技術(=現地で修得不可能または困難な知識・技術の修得が目的)
- ・兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術
- ・原則、実務を通じた研修(=実務研修)は全体の研修期間の2/3以下
- ・単純作業・同一作業の反復は不可

①受入研修(技術研修) ご利用の流れ・メリット



※赤字部・・・受入企業・派遣企業が主体となって実施

- ◆ 申込～審査までのメリット
 - ・研修実施の背景や研修内容の確認、制度そのものの説明や書類作成等、準備段階からAOTS担当者のサポートが得られる。
- ◆ 承認～来日までのメリット
 - ・日本側での在留資格認定証明書の取得が不要となり、AOTSが発行する身元保証書にて現地側にてビザ申請手続きができる。
- ◆ 一般研修中のメリット
 - ・AOTS研修センターの安全・安心な環境の下、日本語・日本文化等の一般研修が受けられる。(不参加も選択可)
 - ・研修生の国内移動費・滞在費・一般研修コースへの参加費について国庫補助が受けられる。
- ◆ 実地研修～帰国までのメリット
 - ・研修生の滞在費・実地研修実施に必要な経費(実地研修費)に対し国庫補助が受けられる。
 - ・海外旅行保険加入により診療費の負担が不要となる。

①受入研修(技術研修) 経費

◆ 国庫補助率・企業負担分及び負担者

	技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)			低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業 (低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)		
企業規模	中堅・中小企業 ※1	大企業	重点分野 ※3	中堅・中小企業 ※1	大企業	重点分野 ※3
国庫補助率 ※2	2/3	1/3	1/2	2/3	1/3	1/2
企業負担分 ※2	1/3	2/3	1/2	1/3	2/3	1/2
負担者	原則、日本側企業が負担			原則、日本側企業が負担		

※1 中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく
 ※2 国庫補助率・企業負担分は補助対象経費にのみ適用(=研修実施にかかった実際の経費全てが補助対象になるわけではない)
 ※3 重点分野…大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件
 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)
 以下のいずれかに該当するもの
 ①開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術移転と認められるもの(実施目的が、新法人や新工場の**立ち上げ**や**先進的**な新製品・新サービスの立ち上げの対応等)
 ②海外進出先の対象国・地域が**アフリカ**であるもの
 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)
 お申込1案件当たりのCO2削減量が**500t-CO2/年以上**の場合

※AOTS団体運営にかかる経費のご協力を別途お願いしています。

①受入研修(技術研修) 経費

◆ 補助対象経費

				技術協力活用型新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)			低炭素技術を輸出するための 人材育成支援事業(低炭素技術 輸出促進人材育成支援事業)			
企業規模				中堅・中小 企業	大企業	重点分野	中堅・中小 企業	大企業	重点分野	
受入費 (基準額)	滞在費	宿舎費	一般研修中(AOTS)	6,820 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)			6,820 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)			
			実地 研修中	AOTS	6,820 円/泊			6,820 円/泊		
				会社施設	1,570 円/泊			1,570 円/泊		
				外部宿舎	実費 (但し、上限 6,280 円/泊)			実費 (但し、上限 6,280 円/泊)		
	食費	来日日	1,780 円/日			1,780 円/日				
		以降	2,620 円/日			2,620 円/日				
	雑費		1,040 円/日			1,040 円/日				
	実地研修費		5,190 円/日	3,360 円/日		5,190 円/日	3,360 円/日			
	渡航費		補助対象外			実費 (AOTS基準による)	補助対象外			
	国内移動費(一部)		実費 (AOTS基準による)			実費 (AOTS基準による)				
医療費・海外旅行保険料		実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)					
研修実施 分担金	J13Wコース(日本語授業+講義・見学)			602,000 円/名	781,000 円/名	711,000 円/名	617,000 円/名	798,000 円/名	731,000 円/名	
	J6Wコース(日本語授業+講義・見学)			347,000 円/名	459,000 円/名	405,000 円/名	359,000 円/名	474,000 円/名	420,000 円/名	
	9Dコース、A9Dコース(講義・見学のみ)			162,000 円/名	204,000 円/名	179,000 円/名	167,000 円/名	214,000 円/名	189,000 円/名	
	不参加			104,000 円/名			122,000 円/名			

①受入研修(技術研修) 経費 試算例

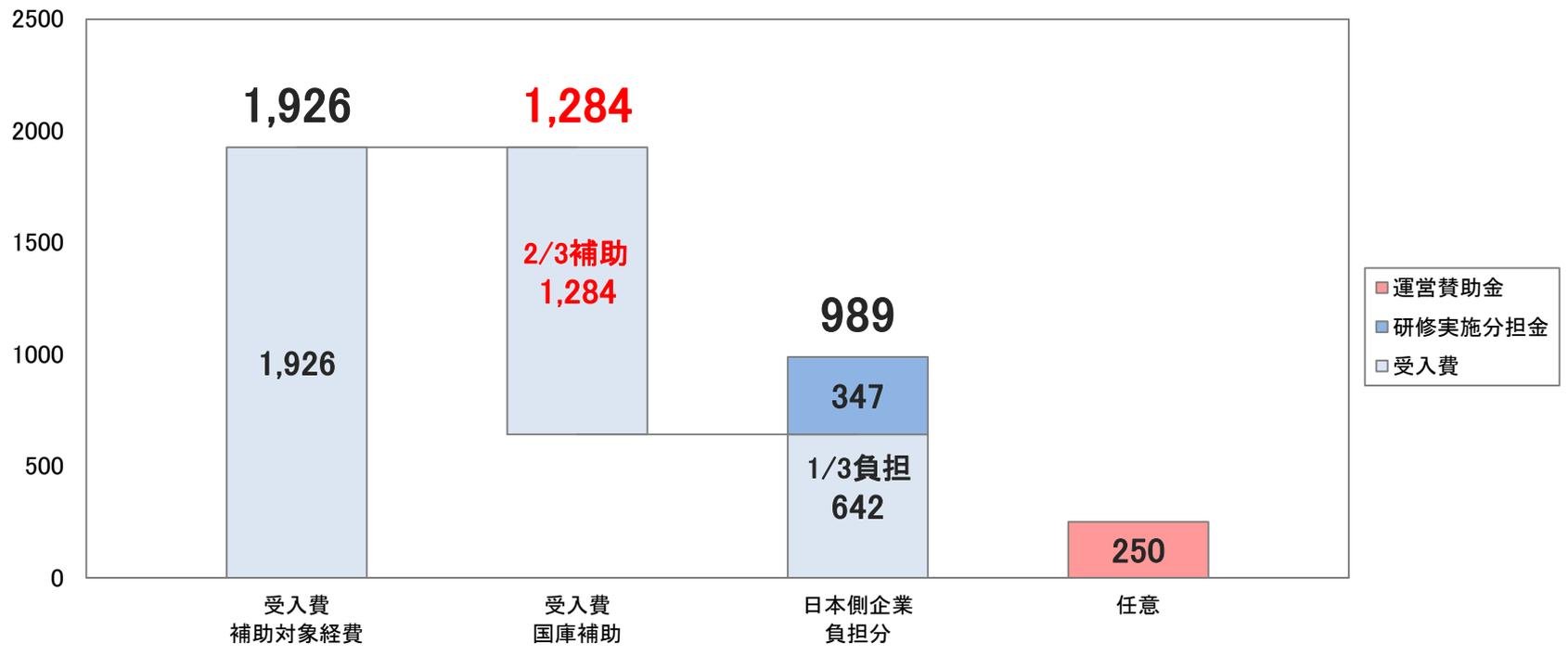
◆ 試算例 前提条件

- ◇ 企業規模 ⇒ 中小企業
- ◇ 研修期間 ⇒ 6ヶ月(183日)
- ◇ 研修生数 ⇒ 1名
- ◇ 研修分野 ⇒ 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)
- ◇ 一般研修コース ⇒ J6Wコース
- ◇ 実地研修中宿舎 ⇒ 会社施設

試算例 受入研修(技術研修)

①受入研修(技術研修) 経費 試算例

(単位:千円)

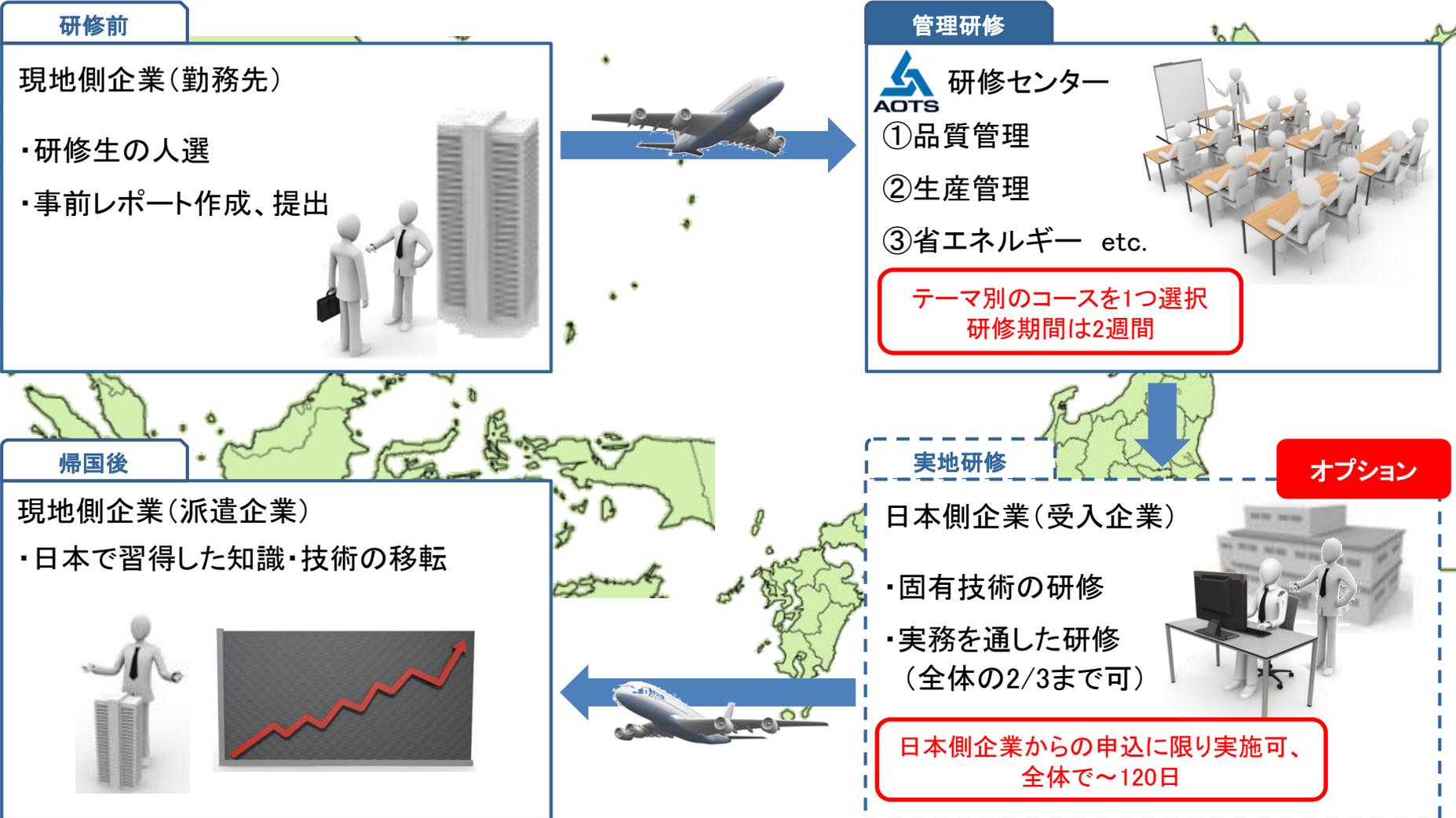


4. 管理研修

◆ 日本での人材育成

◇ 受入研修(管理研修)

海外子会社等の経営者・管理者を日本へ受入れ、各種経営管理手法を習得します。AOTSが実施する2週間程度のセミナー形式研修で、研修テーマは品質管理、生産管理、省エネルギー等多岐に亘ります。

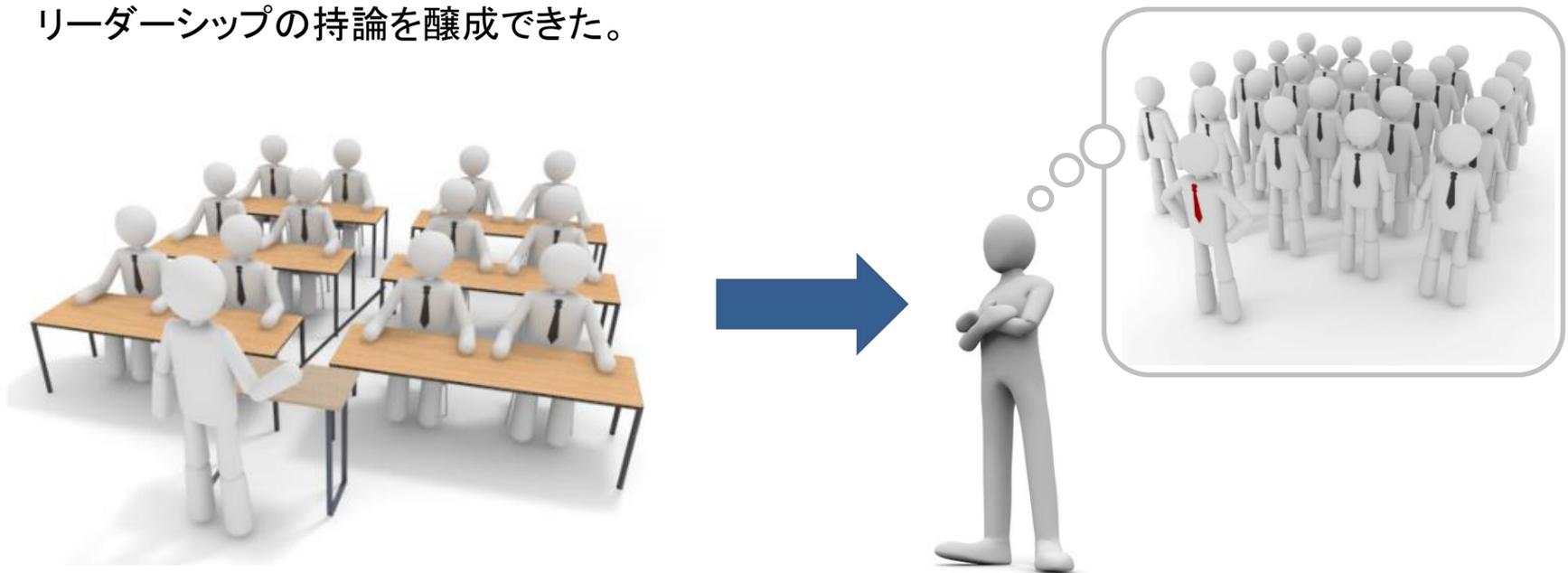


受入研修(管理研修)

◆技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

◇ 海外子会社の部長に、リーダーシップスキルを教える。

- ・日本側企業が出資するタイの子会社(現地側)では調味料・食品の販売を行っている。経営の現地化推進の一環として現地子会社の部長に対し、AOTSで行う「日本企業で実践されているリーダーシップスキルを高めるための講義」を受講させたことにより、リーダーシップの持論を醸成できた。



◆ ②受入研修(管理研修)

日本側企業(受入企業)

現地側企業(派遣企業、研修生)

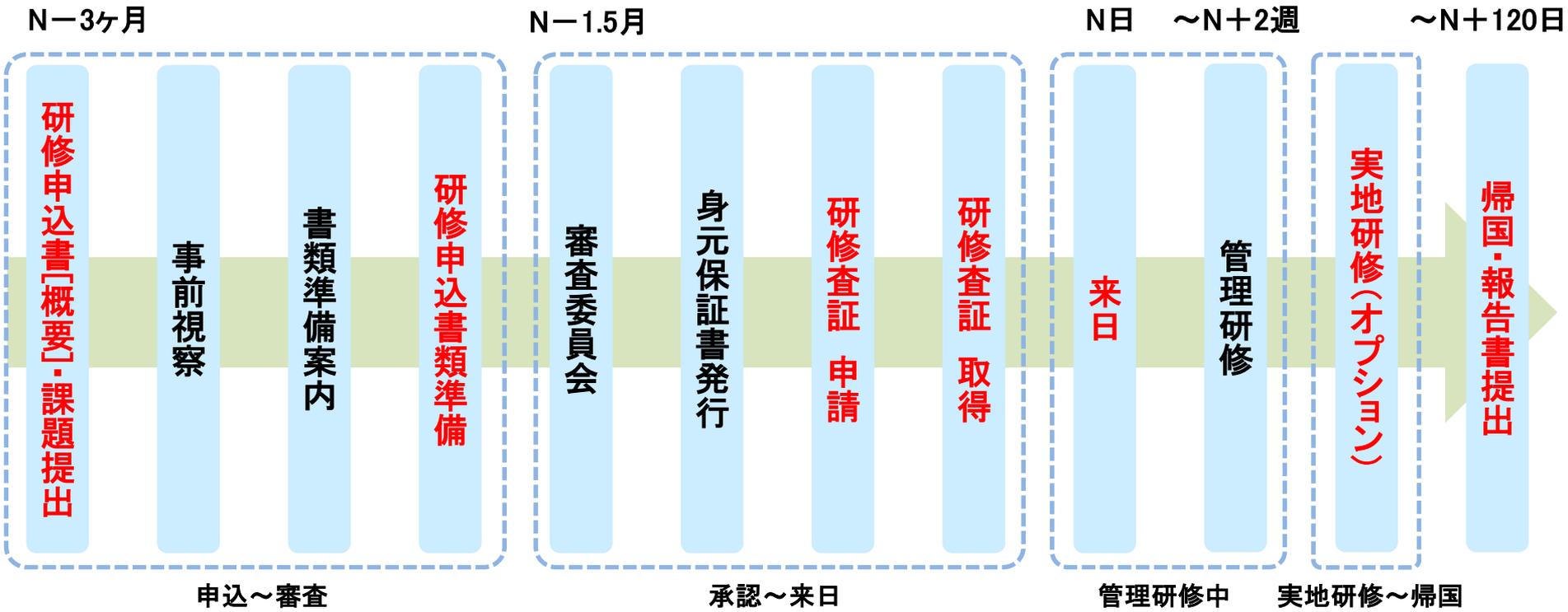
- ・研修生受入に伴う諸費用の負担能力がある
- ・現地側と資本関係か商取引関係がある
- ・原則、日本側社員20名に対し研修生の受入は1名
- ・指導員は当該技術の実務経験5年以上
- ・現地側との間に有償の技術役務提供契約がない

- ・研修実施言語による聴講、討論、発表、報告書作成が可能
- ・別途コースごとの資格要件(経験年数や基礎知識等 ※1)を満たす
- ・学生でない
- ・軍籍にない

※1 別途コースごとの資格要件の主要例

- ・企業における経営者、経営者幹部
- ・年齢は20歳以上
- ・大卒以上もしくはこれに準ずる学力がある
- ・過去にAOTS受入研修(技術研修もしくは管理研修)の制度で来日している場合は、帰国後半年以上の期間を経過している

②受入研修(管理研修) ご利用の流れ・メリット



※赤字部・・・受入企業・派遣企業が主体となって実施

- ◇ 申込～審査までのメリット
 - ・研修実施の背景や研修内容の確認、制度そのものの説明や書類作成等、準備段階からAOTS担当者のサポートが得られる。
- ◇ 承認～来日までのメリット
 - ・日本側での在留資格認定証明書の取得が不要となり、AOTSが発行する身元保証書で現地での査証取得が可能となる。
- ◇ 管理研修中のメリット
 - ・AOTS研修センターの安全・安心な環境の下、外部の有識者を講師に招き、品質管理や生産管理、省エネといった各テーマ毎の管理研修が受けられる。
 - ・研修生の滞在費等について国庫補助が受けられる。
- ◇ 実地研修～帰国までのメリット
 - ・研修生の滞在費・実地研修実施に必要な経費(実地研修費)に対し国庫補助が受けられる。
 - ・海外旅行保険加入により診療費の負担が不要となる。

②受入研修(管理研修) 経費

◆ 国庫補助率・企業負担分及び負担者

企業規模	技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)			低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業 (低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)		
	中堅・中小 企業 ※1	大企業	重点分野 ※3	中堅・中小 企業 ※1	大企業	重点分野 ※3
国庫補助率 ※2	2/3	1/3	1/2	2/3	1/3	1/2
企業負担分 ※2	1/3	2/3	1/2	1/3	2/3	1/2
負担者	原則、日本側企業が負担			原則、日本側企業が負担		

※1 中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく

※2 国庫補助率・企業負担分は補助対象経費にのみ適用(=研修実施にかかった実際の経費全てが補助対象になるわけではない)

※3 重点分野…大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

以下のいずれかに該当するもの

①開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術移転と認められるもの(実施目的が、新法人や新工場の**立ち上げ**や**先進的**な新製品・新サービスの立ち上げの対応等)

②海外進出先の対象国・地域が**アフリカ**であるもの

低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

お申込1案件当たりのCO2削減量が**500t-CO2/年以上**の場合

※AOTS団体運営にかかる経費のご協力を別途お願いしています。

②受入研修(管理研修) 経費

◆ 補助対象経費

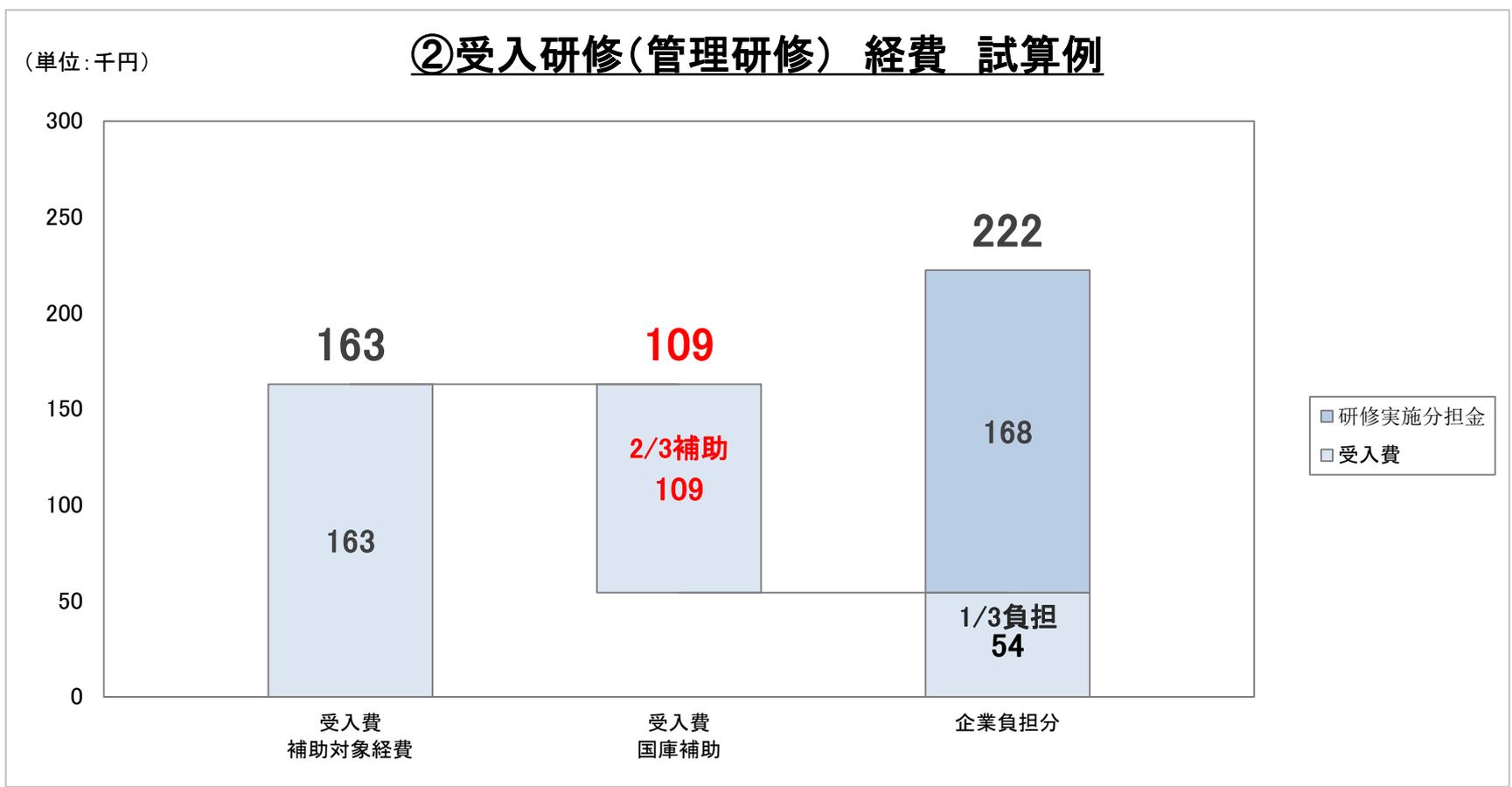
				技術協力活用型新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)			低炭素技術を輸出するための 人材育成支援事業(低炭素技術 輸出促進人材育成支援事業)			
企業規模				中堅・中小 企業	大企業	重点分野	中堅・中小 企業	大企業	重点分野	
受入費 (基準額)	滞在費	宿舎費	一般研修中(AOTS)		6,820 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)			6,820 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)		
			実地 研修中	AOTS	6,820 円/泊			6,820 円/泊		
				会社施設	1,570 円/泊			1,570 円/泊		
				外部宿舎	実費 (但し、上限 6,280 円/泊)			実費 (但し、上限 6,280 円/泊)		
	食費	来日日		1,780 円/日			1,780 円/日			
		以降		2,620 円/日			2,620 円/日			
	雑費		1,040 円/日			1,040 円/日				
	実地研修費				5,190 円/日	3,360 円/日		5,190 円/日	3,360 円/日	
	渡航費				補助対象外			実費 (AOTS基準による)	補助対象外	
	国内移動費(一部)				実費 (AOTS基準による)			実費 (AOTS基準による)		
医療費・海外旅行保険料				実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)			
研修実施 分担金	管理研修			164,000 円/名	204,000 円/名	190,000 円/名	168,000 円/名	214,000 円/名	198,000 円/名	

②受入研修(管理研修) 経費 試算例

◆ 試算例

- ◇ 企業規模 ⇒ 中小企業
- ◇ 研修期間 ⇒ 2週間
- ◇ 研修生数 ⇒ 1名
- ◇ 研修分野 ⇒ 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

試算例 管理研修



※企業負担の他、任意の運営賛助金へのご協力をお願いしております。

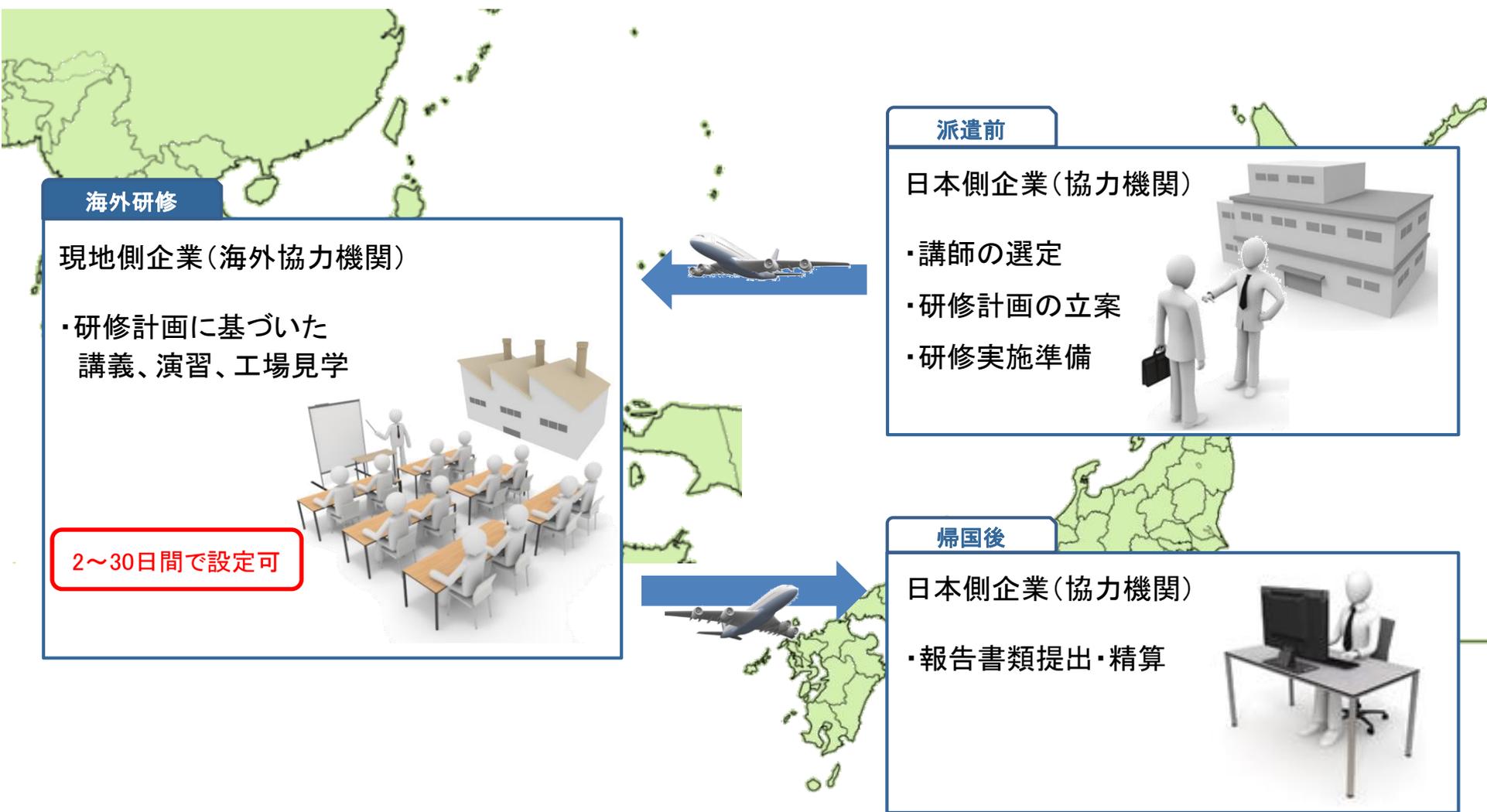
5. 海外研修

③海外研修 【海外での人材育成】

◆ 海外での人材育成

◇ 海外研修

日本側企業等から海外子会社等へ講師を派遣して、現地で集団研修を実施します。



海外研修

◆技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

◇ 海外の顧客らに、縫製における生産管理の基礎技術を教える。

- ・日本側企業はエチオピアの子会社の社員など、現地縫製工場の生産管理部門で、3年以上の経験者、ライン長、アシスタントマネージャーら計50名に対し、日本から講師を派遣し、縫製工場における現状分析と生産管理の研修を中心に講義と演習を交え研修した。その結果、**縫製業に必要な管理技術**(現状把握、改善の進め方、稼働分析、工程分析、動作研究、生産設計等)の基礎を習得し、生産性を向上させた。



◆ ③海外研修

日本側企業(協力機関)	現地側企業(海外協力機関、研修生)
<ul style="list-style-type: none"> ・研修実施・管理及び経費負担能力がある ・現地側に、研修の準備・実施を担う企業・団体(海外協力機関)がある ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象国・地域に国籍、住居、勤務地がある ・企業、団体等に所属している ・原則、18歳以上60歳以下 ・研修内容が理解できる言語能力・経歴がある ・軍籍にない

現地での研修 ※2

- ・研修期間は原則、2日以上30日以下
- ・原則、研修生数は10名以上50名以下 ※3
- ・兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術
- ・講師は研修実施国の講師、日本や研修実施国以外から派遣される講師のそれぞれ2名までが補助対象
- ・講師は研修開始時点で69歳以下、指導分野の実務経験5年以上
- ・**必要に応じ、第三国での研修実施、またはオンラインでの研修実施も可**

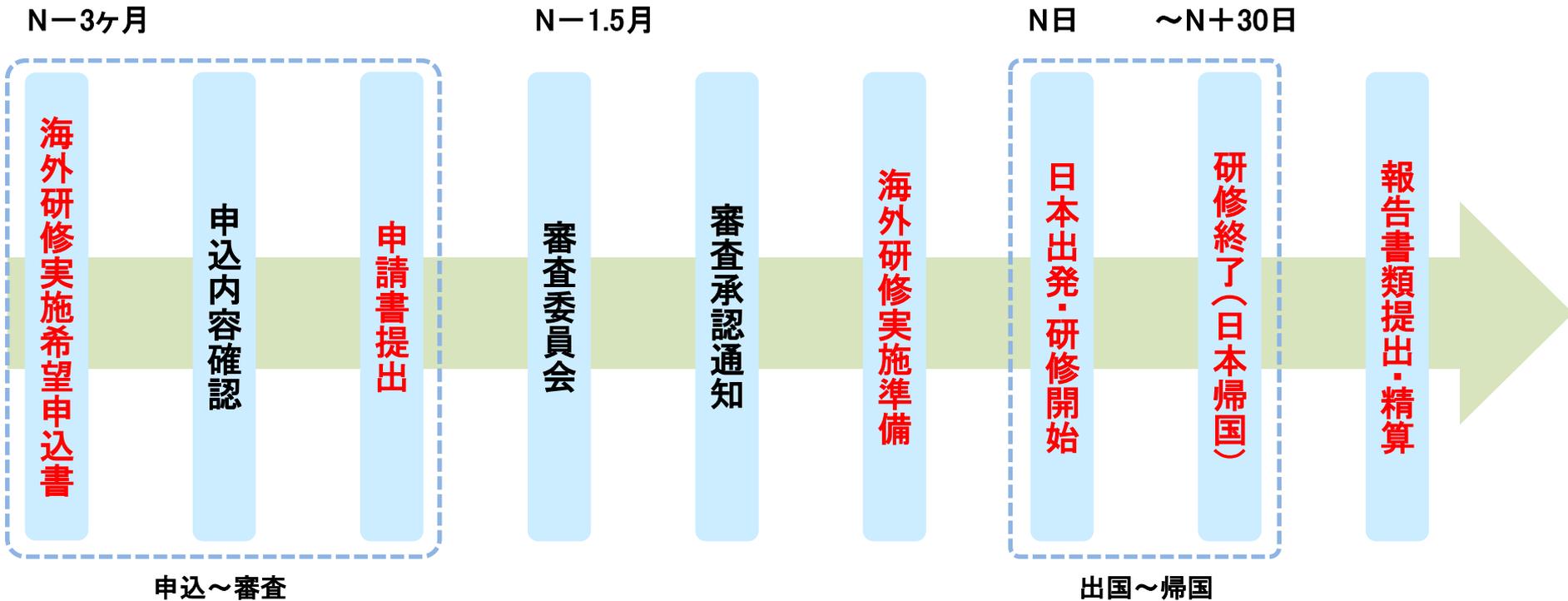
※1 現地側が担う研修準備・実施は以下の業務

- ①研修生の募集、選考への協力
- ②テキスト及び教材の作成、手配
- ③現地事務局としての研修実施全般の管理及び運営
- ④その他研修の準備、実施のために研修実施国・地域で発生する業務

※2 新興国事業の場合、現地法人でこれまで実績のない新技術に関する研修である必要はない

※3 日本側が中堅・中小企業の場合、5名以上50名以下

③海外研修 ご利用の流れ・メリット



※赤字部・・・日本側企業(協力機関)が主体となって実施

◇ 申込～審査までのメリット

・実施に至る背景や指導内容の確認、制度説明、審査資料の作成など、準備段階からAOTS担当者のサポートが得られる。

◇ 出国～帰国までのメリット

・海外での研修を行う講師の謝金、日当、宿泊費等に対し国庫補助が受けられる。

③海外研修 経費

◆ 国庫補助率・企業負担分及び負担者

	技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)		低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業 (低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)	
企業規模	中堅・中小企業 ※1	大企業	中堅・中小企業 ※1	大企業
国庫補助率 ※2	2/3		2/3	
企業負担分 ※2	1/3		1/3	
負担者	日本側企業(協力機関)		日本側企業(協力機関)	

※1 中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく

※2 国庫補助率・企業負担分は補助対象経費にのみ適用(=研修実施にかかった実際の経費全てが補助対象になるわけではない)

・付帯する事務経費相当額として海外研修実施費(精算額)の10%を協力機関(日本側)に別途ご負担いただきます。

③海外研修 経費

◆ 講師格付・主な補助対象経費

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)
低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

講師格付		1級	2級	3級	4級	
経歴	大学	教授	准教授	助教授	助手	
	企業	20年～	15～20年	10～15年	5～10年	
講師	謝金	現地通訳つき ※1	13,200 円/h	10,800 円/h	9,200 円/h	7,900 円/h
		現地通訳なし	16,800 円/h	14,400 円/h	12,000 円/h	10,600 円/h
	日当 ※2	5,000 円/日			4,200 円/日	
	宿泊費 ※2	15,100 円/泊			12,900 円/泊	
	渡航費	実費 (ディスカウントビジネス)			実費 (ディスカウントエコノミー)	
	研修教材費	原稿料 ※3	4,000 円/枚	3,500 円/枚	3,000 円/枚	2,000 円/枚

※1 現地通訳の謝金も補助対象に含まれますが、金額は現地の通例に準ずるものとします

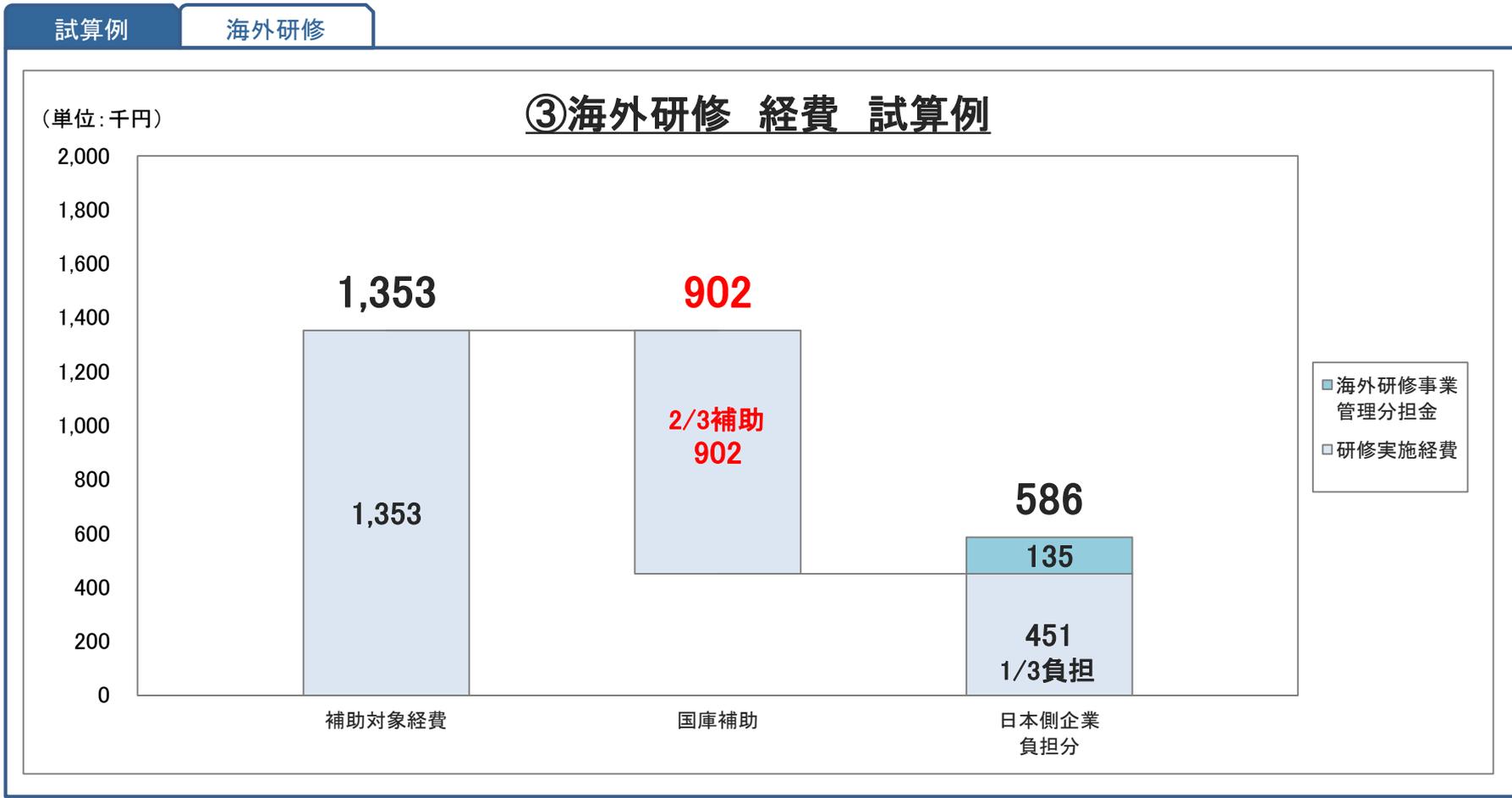
※2 地域によって変動します(上記表はタイ・ベトナム・インドネシア・フィリピン等の基準)

※3 和・中・韓語…400字/枚、それ以外…200語/枚、PPT=3スライド/枚

③海外研修 経費 試算例

◆試算例 前提条件

- ◇ 講師等級 ⇒ 1級
- ◇ 講師人数 ⇒ 1名(+現地通訳1名)
- ◇ 派遣国 ⇒ タイ
- ◇ 期間 ⇒ 3日間(1日6時間)
- ◇ 研修分野 ⇒ 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)



6. 專門家派遣

④ 専門家派遣 【海外での人材育成】

◆ 海外での人材育成

◇ 専門家派遣

日本から企業の社員を海外の関係企業へ派遣して、現地の現場環境を活用しながら技術指導を実施します。

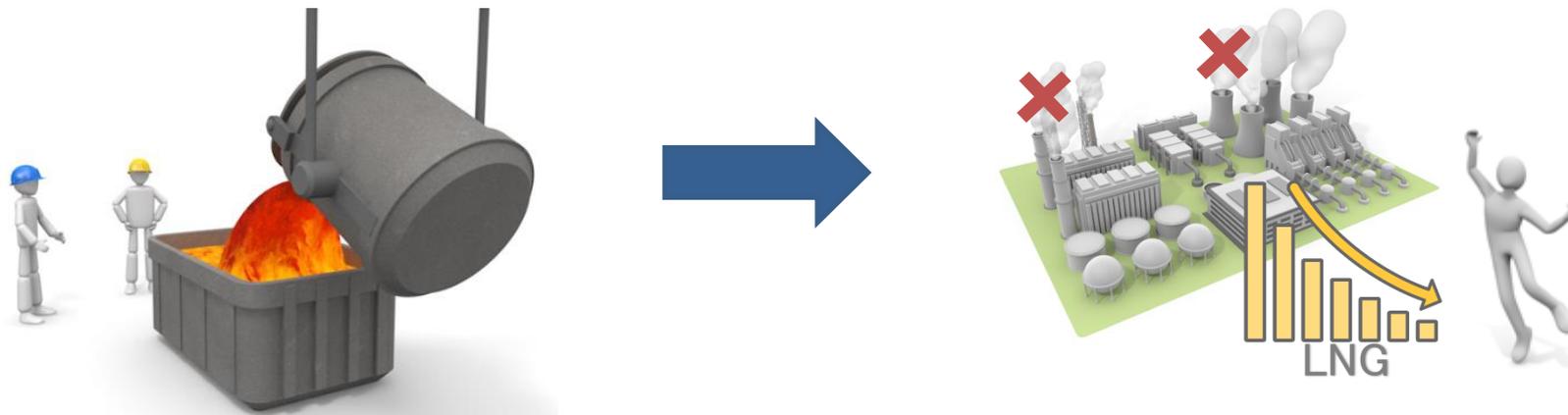


専門家派遣

◆ 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

◇ 海外子会社の社員に、自動車部品製造の新規設備運用等について指導する。

- ・日本側企業のインドネシアにおける100%出資先の子会社では、アルミニウム鑄造によるエンジン部品を製造し現地国内に納入している。これまで日本からの中古設備移設で生産性向上を図ってきたが老朽化のため、生産ラインの見直しが課題となっている。そこで専門家を派遣し、新規設備による鑄造の要領等を指導し、新規設備の機能の特性を考慮した適正な作業要領を習得させ、効率的な生産ラインを確立することを目標とした。指導を通じて製品**不良率を低減**し、ひいては設備電源燃料である**天然ガスの使用量削減**が図られた。



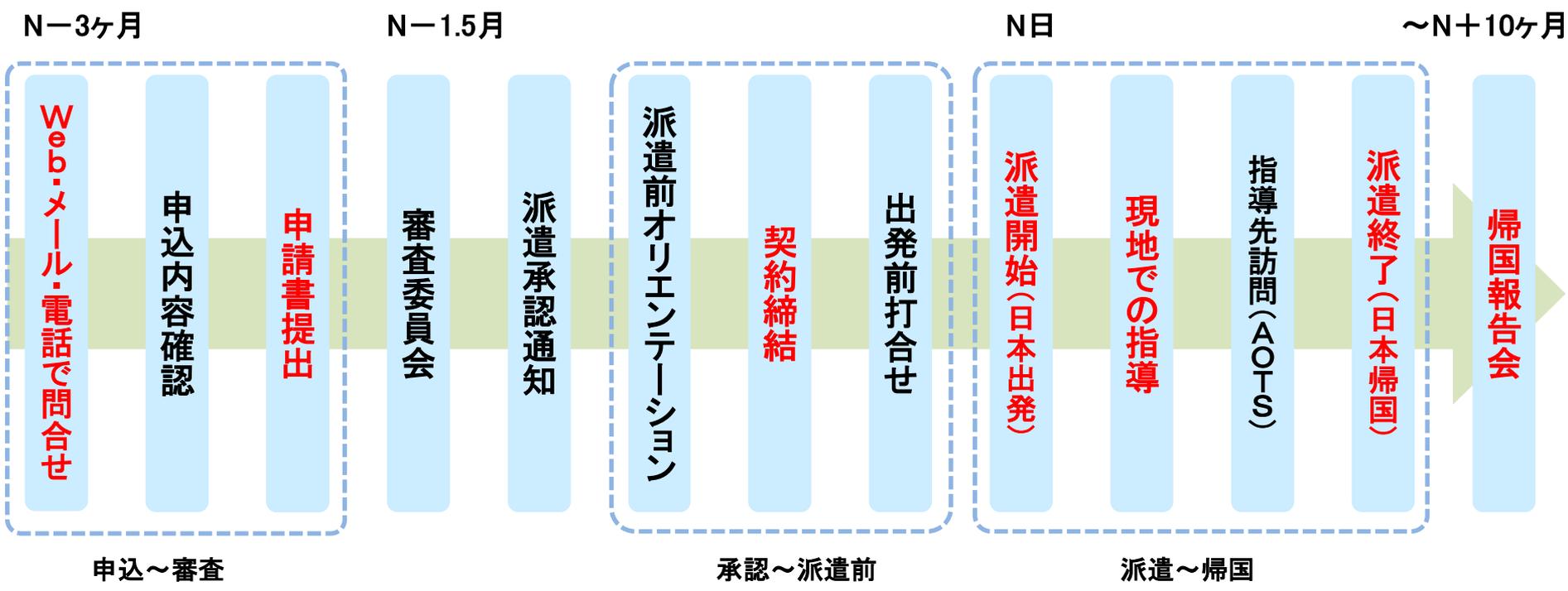
◆ ④ 専門家派遣

日本側企業(派遣元企業、専門家)	現地側企業(指導先企業)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家は以下の要件を満たすこと: <ol style="list-style-type: none"> ① 25歳以上69歳以下 ② 日本に住所を有し、日本在住経験が10年以上 ③ 指導分野の日本国内業務経験が5年以上 ④ 日本側企業に直接雇用されている(顧問契約や請負契約等は不可) ⑤ 技術指導に必要な外国語能力(現地語や英語等)がある(通訳を介しての指導も可) ・ 現地側企業と資本関係又は商取引関係がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣に伴う諸費用の負担能力がある ・ 技術指導を行う現場や機械設備等がある ・ 指導対象者となる従業員を雇用している

現地での指導

- ・ 現地側と有償の技術役務提供契約がある場合、指導内容との重複不可
- ・ 現地での技術指導に専念(=技術指導以外の業務は不可)
- ・ 派遣期間は専門家1人あたり1ヶ月以上10ヶ月以下
- ・ 利用期間は、新興国事業なら1社あたり20人月/年度、低炭素事業なら1社あたり25人月/年度
- ・ 新興国事業なら**付加指導**も実施
 - ① 日本側の出資が50%以上100%未満の場合
 現地仕入先や納入先等の日本側出資50%未満の現地企業、もしくは職業訓練校や専門学校での技術指導、インターン受入等を、全日数全体のうち**1/8**
 - ② 日本側の出資が100%の場合
 上記と同様の付加指導を、全指導日数のうち**1/4**

④ 専門家派遣 ご利用の流れ・メリット



※赤字部・・・派遣元企業・専門家が主体となって実施

- ◇ 申込～審査までのメリット
 - ・派遣に至る背景や指導内容の確認、制度説明、審査資料の作成など、準備段階からAOTS担当者のサポートが得られる。
- ◇ 承認～派遣前までのメリット
 - ・AOTS専門家としてAOTS・派遣元企業(日本側)と3者間契約を締結することで現地での指導内容を明確にし、相互確認ができる。
 - ・派遣前オリエンテーションにおいて、制度における取決め事項や海外における危機管理や健康管理に関するレクチャーを受講できる。
- ◇ 派遣～帰国までのメリット
 - ・専門家の渡航費・現地滞在費・支度料・海外旅行保険費に対し国庫補助が受けられる。
 - ・専門家の危機管理体制をAOTSより提供する。
 - ・派遣元企業は技術協力費の国庫補助が受けられる。
 - ・専門家からの月次報告を通じ、AOTSと派遣元企業間で定期的に進捗確認することで、目標達成度の管理を徹底できる。

④ 専門家派遣 経費

◆ 国庫補助率・企業負担分及び負担者

企業規模	技術協力活用型・新興国事業開拓事業 (研修・専門家派遣事業)			低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業 (低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)		
	中堅・中小企業 ※1	大企業	重点分野 ※4	中堅・中小企業 ※1	大企業	重点分野 ※4
国庫補助率 ※2	2/3	1/3	1/2	2/3	1/3	1/2
企業負担分 ※2	1/3	2/3	1/2	1/3	2/3	1/2
負担者 ※3	現地側企業	現地側企業と日本側企業で折半		現地側企業	現地側企業と日本側企業で折半	

※1 中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義による

※2 国庫補助率・企業負担分は補助対象経費にのみ適用(=専門家の派遣にかかった実際の経費全てが補助対象になるわけではない)

※3 指導先企業負担分は、派遣先における専門家による代理受領

※4 重点分野…大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

以下のいずれかに該当するもの

① 開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術移転と認められるもの(実施目的が、新法人や新工場の立ち上げや先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等)

② 海外進出先の対象国・地域がアフリカであるもの

低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

お申込1案件当たりのCO2削減量が500t-CO2/年以上の場合

・上記の負担のほかに、派遣実施分担金として補助対象経費総額の10%を日本側企業(派遣元企業)に別途ご負担いただきます。

④ 専門家派遣 経費

◆ 専門家格付・補助対象経費

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業) 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)										
専門家格付	1号			2号			3号			
学歴	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	
指導に関する業務歴	30年～	34年～	38年～	18年～	22年～	30年～	5～18年	5～22年	5～30年	
航空運賃	実費(ディスカウントビジネス、現物支給)			実費(原則ディスカウントエコノミー、現物支給)			実費(原則ディスカウントエコノミー、現物支給)			
査証料	実費(派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費(派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費(派遣期間に応じた最低限必要な査証)			
予防接種料	実費(上限10万円)			実費(上限10万円)			実費(上限10万円)			
滞在費 ※1	日当	5,000 円/日			5,000 円/日			4,200 円/日		
	宿泊料	15,100 円/泊			15,100 円/泊			12,900 円/泊		
支度料	1～3ヶ月	94,910 円/回			85,090 円/回			80,180 円/回		
	3～10ヶ月	111,650 円/回			100,100 円/回			94,330 円/回		
海外旅行保険費	実費(AOTSで加入、現物支給)			実費(AOTSで加入、現物支給)			実費(AOTSで加入、現物支給)			
技術協力費 ※2	6,000 円/日			6,000 円/日			6,000 円/日			

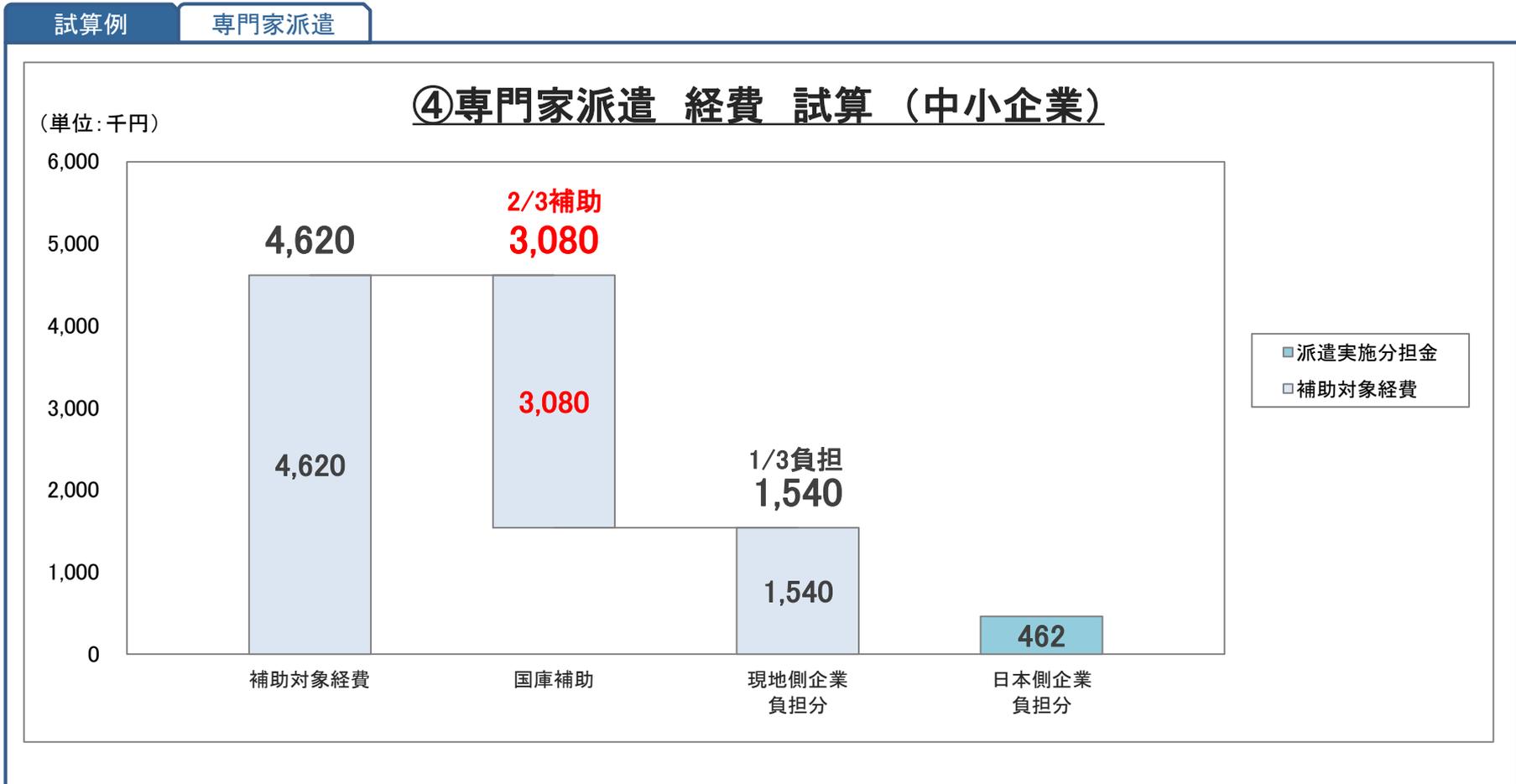
※1 地域によって変動します(上記表はタイ・ベトナム・インドネシア・フィリピン等の基準)、派遣期間に応じて基準額が通減します(31日～60日…90%、61日～…80%)

※2 派遣元企業の有する技術や知見及び専門家派遣事業への協力に対する対価として、派遣元企業にお支払いします

④ 専門家派遣 経費 試算例 (中小企業)

◆ 試算例

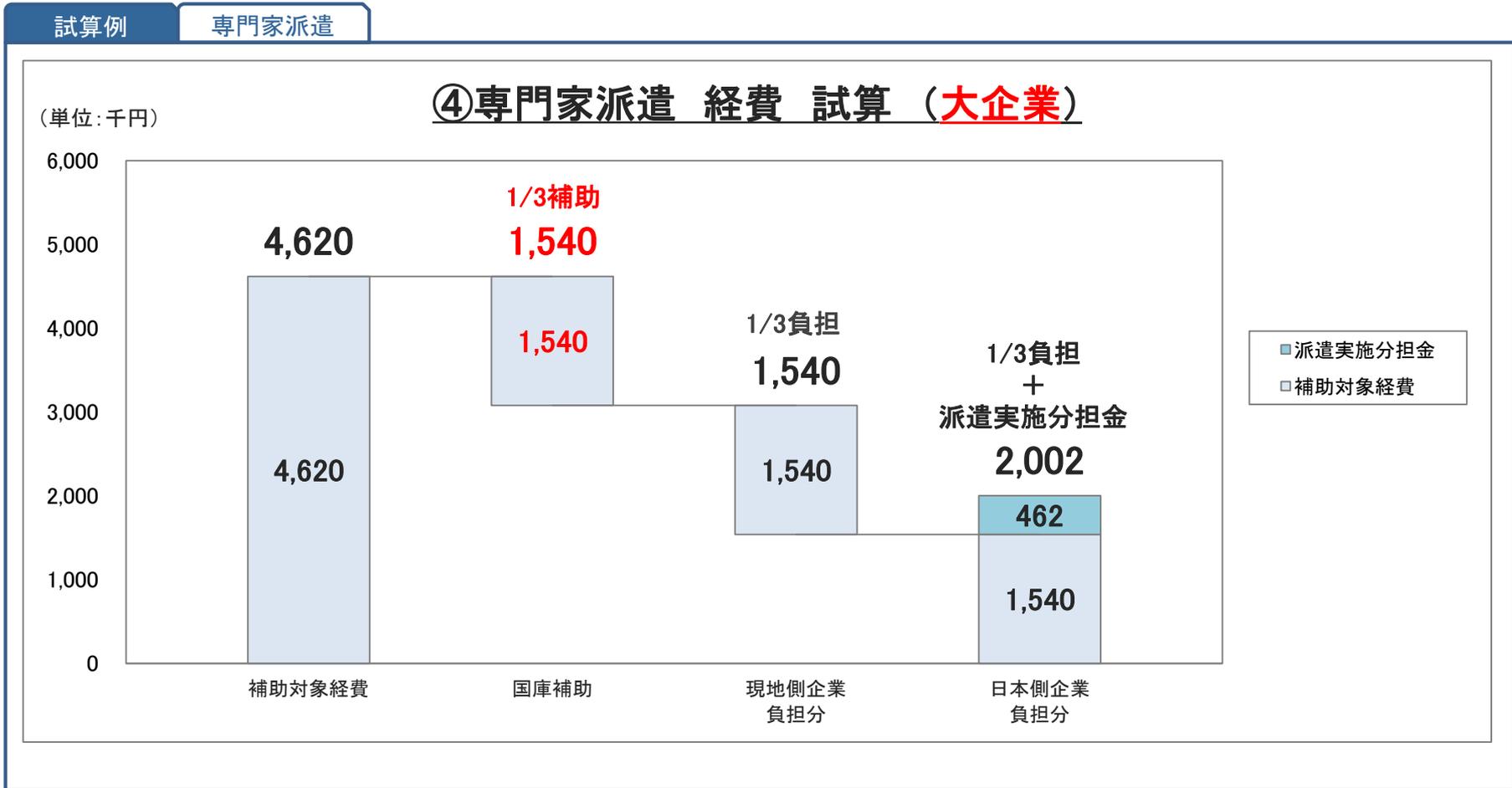
- ◇ 企業規模 ⇒ 中小企業
- ◇ 専門家格付 ⇒ 2号
- ◇ 専門家人数 ⇒ 1名
- ◇ 派遣国 ⇒ ASEAN地域(タイ、ベトナム、インドネシア 等)
- ◇ 派遣期間 ⇒ 6ヶ月
- ◇ 指導分野 ⇒ 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)



④ 専門家派遣 経費 試算例 (大企業)

◆ 試算例

- ◇ 企業規模 ⇒ 大企業
- ◇ 専門家格付 ⇒ 2号
- ◇ 専門家人数 ⇒ 1名
- ◇ 派遣国 ⇒ ASEAN地域(タイ、ベトナム、インドネシア 等)
- ◇ 派遣期間 ⇒ 6ヶ月
- ◇ 指導分野 ⇒ 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)



7. 寄附講座

⑤寄附講座 事業の目的、概要 ※新興国事業のみ

目的

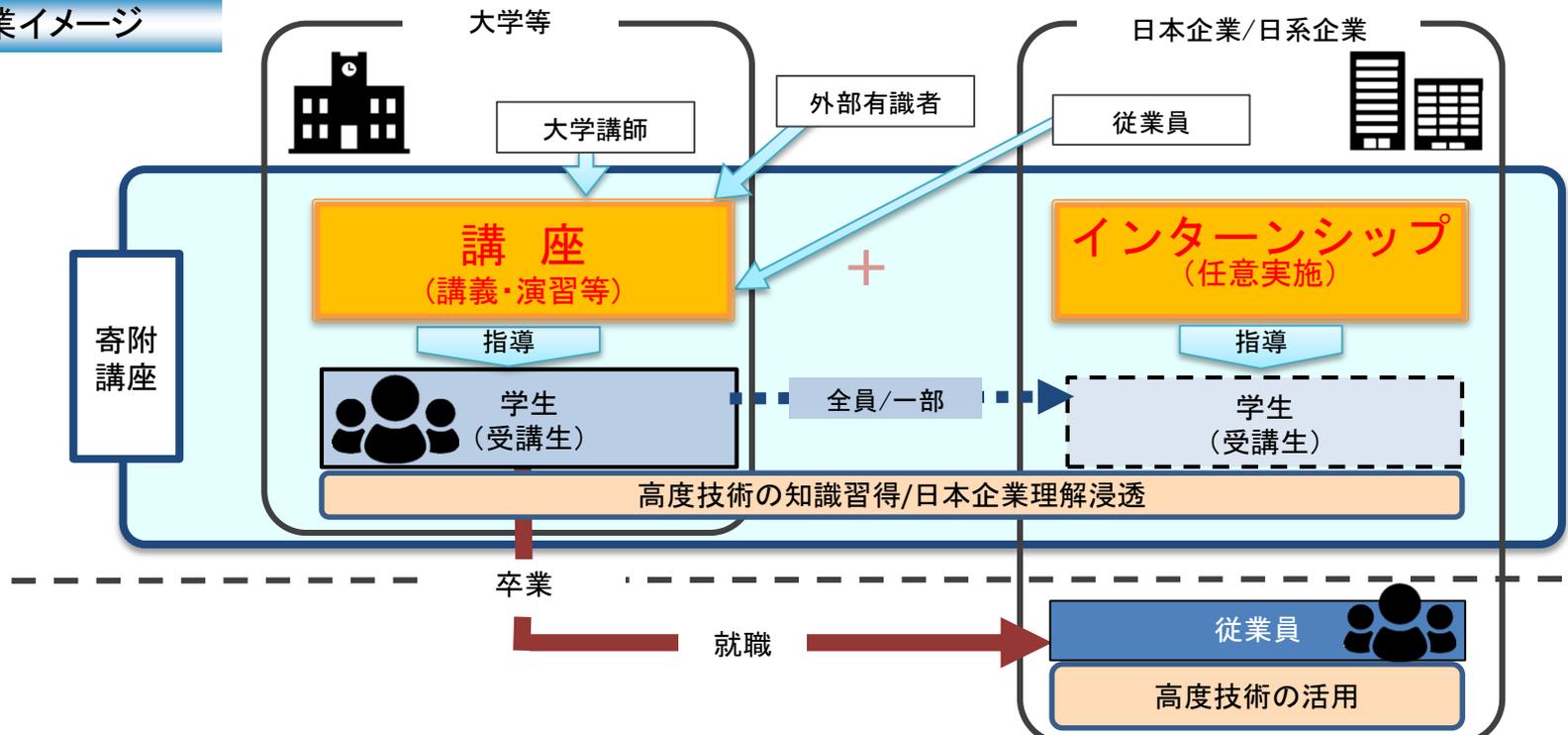
開発途上国の現地大学等において高度な技術分野等に関する寄附講座を開設する。受講生が講座、インターンシップを通じて日本企業・現地日系企業で求められる能力を向上させ、これら企業への就職意欲を高め、実際に就職につなげることで、事業活動の円滑化及び当該国との協力関係の深化に貢献する。

事業概要

- ・講座：講義、演習、ワークショップ、見学等
- ・インターンシップ：日本又は現地の協力企業・団体において行う就業体験
*インターンシップは任意実施

対象経費の2/3
を補助

事業イメージ



◆ ⑤寄附講座

申請法人(日本 or 現地日系企業)

- ・日本で法人格を有する企業・団体(日本資本が50%超であること)。または、これらの企業・団体からの出資が50%超である現地日系法人や駐在員事務所であること
- ・寄附講座の開設の対象となる開発途上国の現地大学等の学生を採用する計画を有すること。
- ・講座及びインターンシップの実施・管理及び経費負担能力を有すること
- ・必要に応じて寄附講座実施国・地域において、寄附講座の準備と実施を補佐する企業・団体を手配できること

現地大学(寄附講座大学)での講座、インターンシップ

講座

- ・対象大学等で行う講義、ゼミナール、演習、実習・実験、研究等
 - ・講座時間合計の目安は計450分以上(例:90分×5回)
 - ・講座受講生数は5名以上
 - * 企業活動に直接関連する高度な技術分野等に関する内容であること
 - * 日本企業、現地日系企業への就職を促進する内容が含まれること
- ※ リモートで実施するオンライン授業も可能

インターンシップ(任意実施)

- ・講座の受講学生の一部又は全てを対象に、申請法人またはその関係企業において行う、就業体験、実務体験

◆ ⑤寄附講座

講座の内容

日本企業もしくは現地日系企業が採用時に外国人材に求める高度な知識や技術の獲得及び能力等の向上に貢献し、かつ学生の日本企業・現地日系企業への就職に繋がるよう、以下の講座内容であることとします。

・企業活動に直接関連する高度な技術分野等

(例) 自動化、AI、IoT、ロボット、情報セキュリティ、ビッグデータ処理、次世代自動車関連、メカトロニクス、鋼構造物構造設計、カーボンリサイクル、クリーンエネルギー、光・量子技術、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料

* 対象となる具体的な分野等についてはご相談ください。

・日本企業、現地日系企業への就職を促進する内容

(例) 企業および製品の紹介、日本企業・現地日系企業に就職する優位性(キャリア開発、待遇上の利点)、就労後のコミュニケーションのための語学

講座開設校

・開発途上国・地域において高度な技術分野に関連する教育(※)に取り組んでいる学校・教育機関

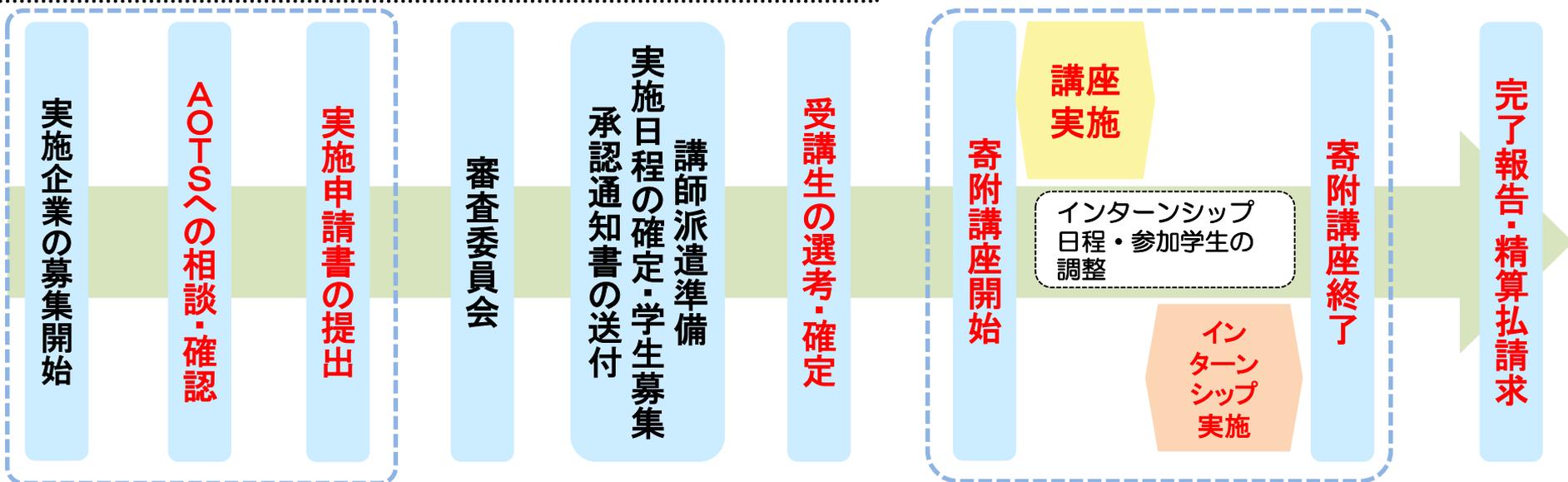
※寄附講座として行おうとする講座の内容に係る基礎的または周辺の分野の教育であっても構いません。

・「短期大学士(英語: Associate Degree)」以上の学位もしくは「準学士号(Foundation Degree)」以上の称号を付与する教育課程を設置・運営する学校・教育機関

・日本企業又は現地日系企業において活躍し得ると期待される人材を輩出する学校・教育機関

* 特定の複数の現地大学等を講座開設対象とすることも可能です。

■申請書提出日から講座実施まで2~5ヶ月必要です。



申込～審査

開始～終了

※赤字部・・申請法人(日本 or 現地日系企業)が主体となって実施

◇ 申込～審査までのメリット

- ・寄附講座開設に至る背景や講義内容・開講期間・設定目標・受講生の資格要件等の確認、制度説明、審査資料の作成など、準備段階からAOTS担当者のサポートが得られる。

◇ 開始～終了までのメリット

- ・講座を通じて日本企業や現地日系企業への就職意欲を高めることで、近い将来、海外の優秀な人材の具体的な採用に結び付けられる可能性が高まる。
- ・講座実施費用の負担軽減になる。
- ・講座の実施を通じて現地大学とのネットワークが構築・強化できる。
- ・自社の社員を講師とすることで、自社の社員を指導者として育成することにもなる。
- ・現地産業人材の育成に対する貢献となり、CSR(企業の社会的責任)を果たすことにもつながる。

◆ 国庫補助率・企業負担分及び負担者

		技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)	
申請法人	日本企業		現地日系企業
	中堅・中小企業 ※1	大企業	
国庫補助率 ※2	2/3		
企業負担分 ※2	1/3		
負担者	申請法人(日本 or 現地日系企業)		

※1 中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義による

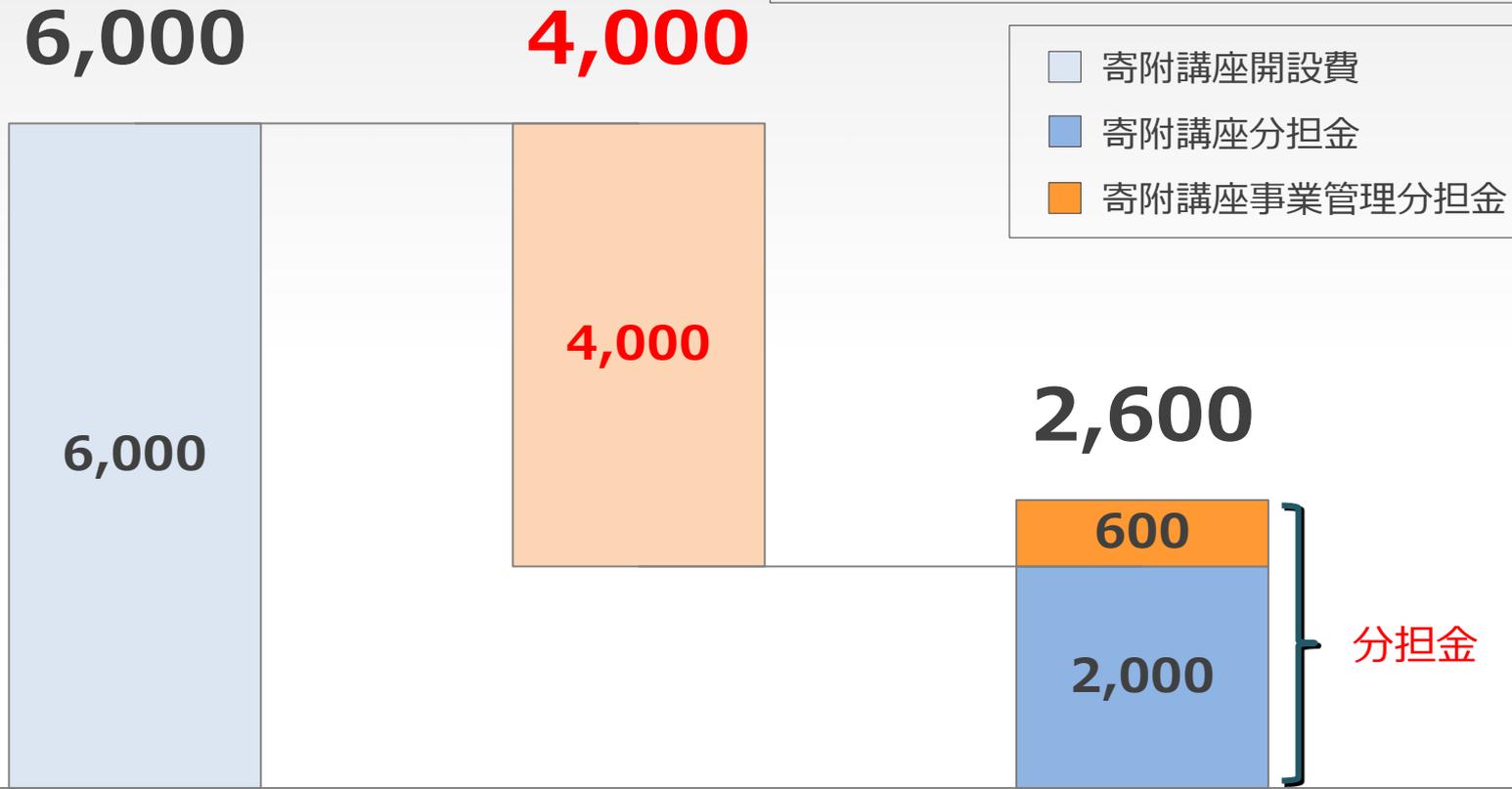
※2 国庫補助率・企業負担分は補助対象経費にのみ適用(=専門家の派遣にかかった実際の経費全てが補助対象になるわけではない)

・上記の負担のほかに、事業管理分担金として補助対象経費総額の10%を申請法人(日本 or 現地日系企業)に別途ご負担いただきます。

⑤寄附講座 経費 試算例

(単位：千円)

【前提条件】
・ 寄附講座開設経費全体：6,000千円



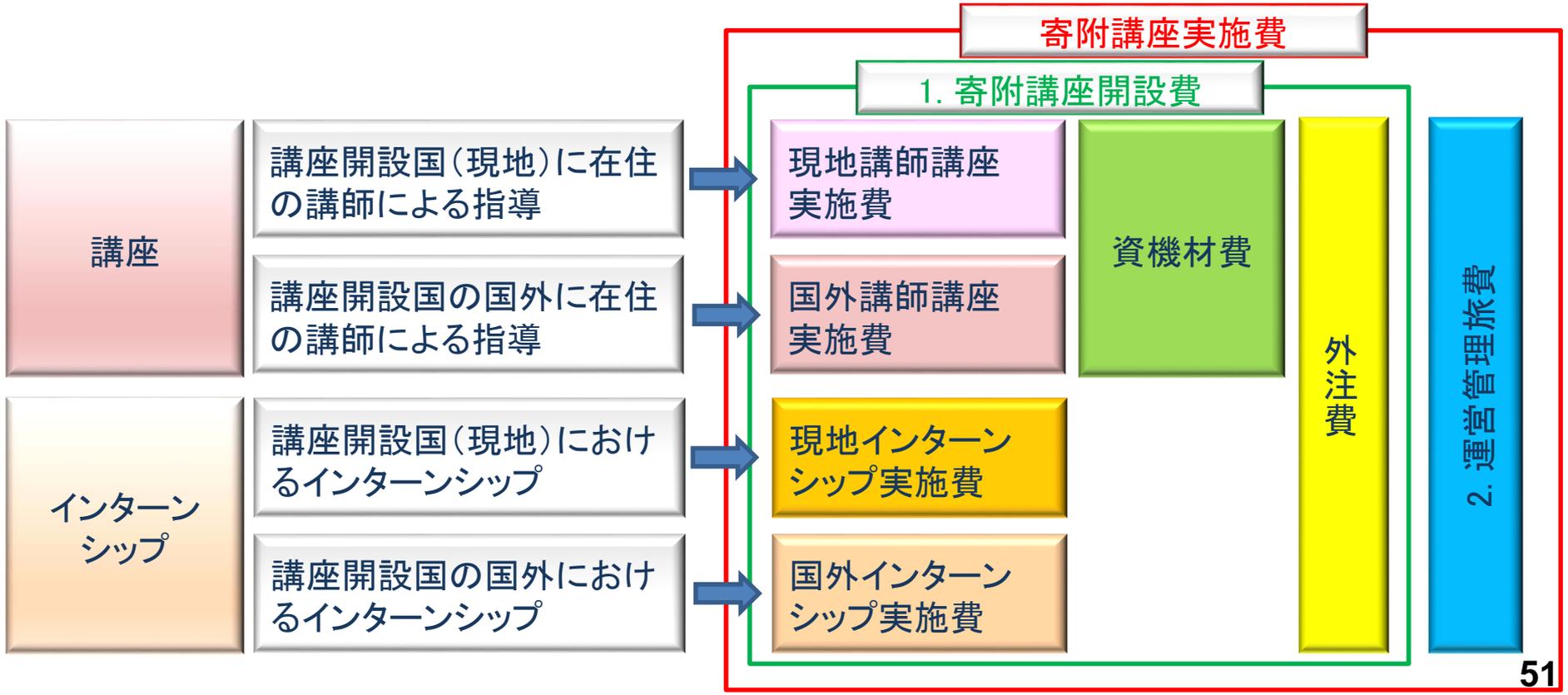
補助対象経費

国庫補助

申請法人
負担分

⑤寄附講座の構成と寄附講座実施費の構成について

- Point 1: 寄附講座は、「講座」と「インターンシップ」の組合せにより実施。
但し、インターンシップの実施は必須ではありません。
- Point 2: 講座は、「現地講師」又は「国外講師」或いはその両方の組合せによる指導。
大学等へ赴かずに行う「オンライン授業」による指導でも可。
- Point 3: インターンシップの実施地は、「現地」、「日本」又は「他国」或いはその組合せ。
- Point 4: 講座指導に必要な資機材で大学等に不足するものは調達可。(一部上限額あり)



■ 現地講師講座実施費

現地講師技術料、主任講師謝金、資料作成費、現地講師活動費

■ 国外講師講座実施費

居住地国内旅費、外国旅費、滞在費、渡航雑費、技術料、資料作成費、国外講師活動費

■ 現地インターンシップ実施費

現地旅費、現地諸費

■ 国外インターンシップ実施費

受入国内移動費、外国旅費、滞在費、渡航雑費、諸費

■ 外注費

■ 資機材費(必要であると認められた場合)

■ 運営管理旅費

⑤寄附講座 対象経費(つづき)

- * 講師技術料(謝金)は17,500円/日(一人あたり)
- * 講師の航空券、海外旅行保険費
- * 派遣講師の日当・宿泊料は協会規程による定額支給
(例:日当5,000円、宿泊費15,100円/謝金等級1-3級/
タイ、インドネシア、ベトナム等ASEAN開発途上国の場合)
- * 資料作成費(協会規程による)
- * 講師活動費(レンタカー費、通訳費等)

- * インターン生の航空券、海外旅行保険費
- * インターン生の宿泊料は実費(上限有り)
(なお、インターン生への報酬支払いは不可)

- * 資機材費:購入・制作による調達は、その取得価格の単価(消費税や付加価値税等を含む)が500,000円未満のものに限る。
使用ライセンス料等利用可能期間が限定されているものは、リース又はレンタル代として扱い、金額の上限はなし。



一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)

◆ 住所(東銀座事務所)

◇ 〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目12番地5 白鶴ビル 4F

◆ URL

◇ <https://www.aots.jp/>

◆ 受入研修(技術研修)、受入研修(管理研修 国内からのお申込)、 海外研修(案件募集型)、専門家派遣

◇ 企業連携部 研修・派遣業務グループ

TEL:03-3549-3051

E-mail:kigyo-inquiry-az@aots.jp

◆ 寄附講座

◇ 企業連携部 寄附講座グループ

TEL:03-3549-3053

E-mail:indus-acad-collab-pg@aots.jp

皆様の海外展開に必要な
人材育成に是非お役立てください。

ご清聴ありがとうございました。

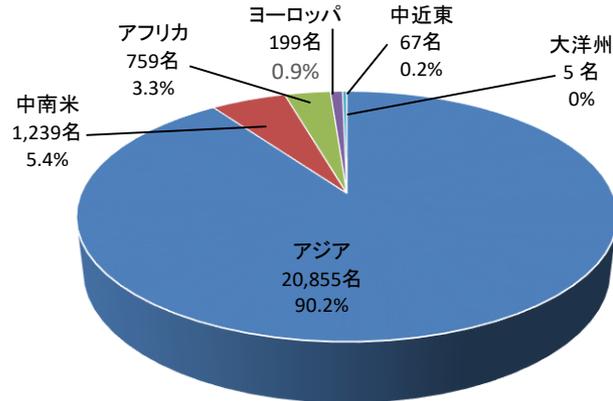
8. 參考資料

AOTS補助事業実績 「受入研修」「専門家派遣」 2008年度～2017年度

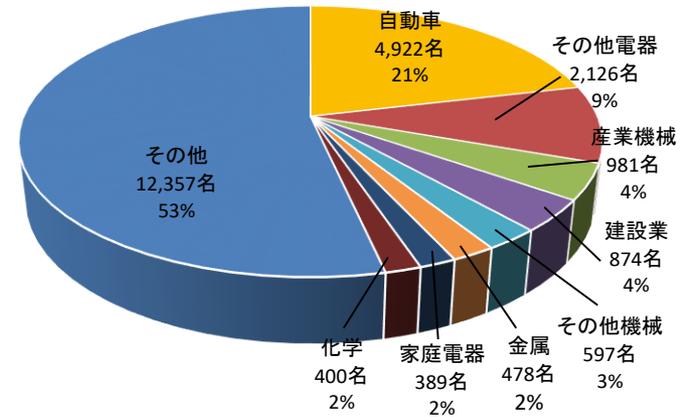
1. 日本での研修(受入研修)実績

① 地域別

累計: 23,124人



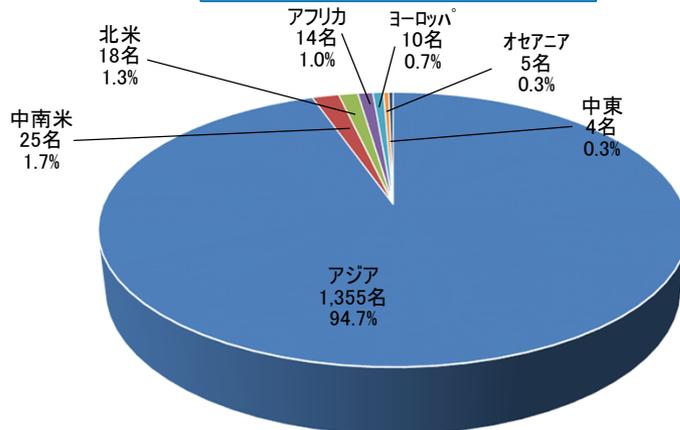
② 業種別 累計



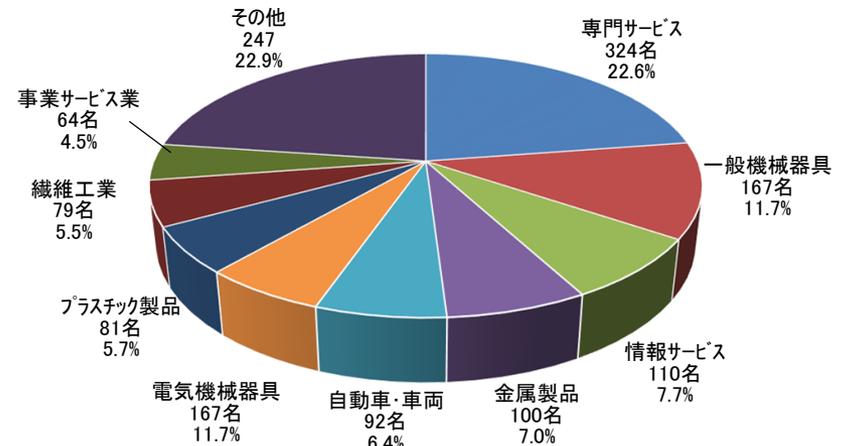
2. 現地への専門家派遣実績

① 地域別

累計: 1,431人



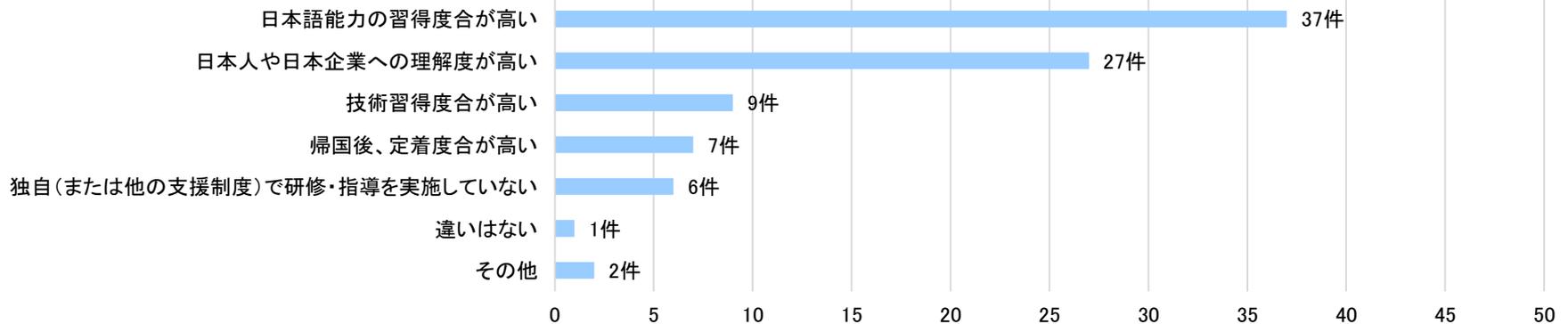
② 業種別 累計



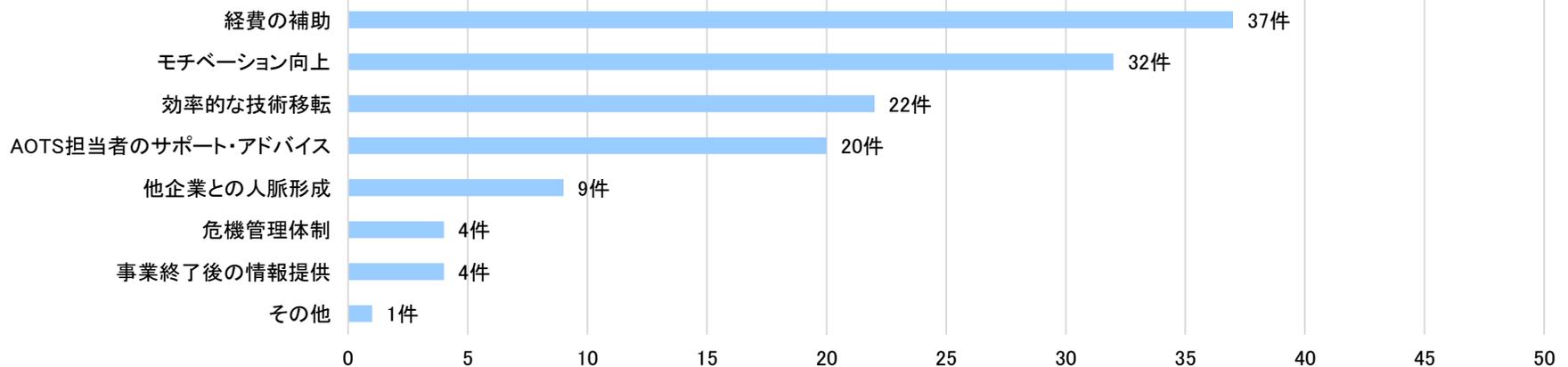
AOTS補助事業「受入研修」制度に対するご利用企業の評価

日本語理解や日本理解が高まり、日本の技術やマネジメントへの理解度が深まる。
「経費補助」メリット以外に、研修生の「モチベーション向上」に大きく寄与している。

AOTS補助事業を使った場合と企業独自で研修を行なった場合の効果の違い N=49(複数回答可)



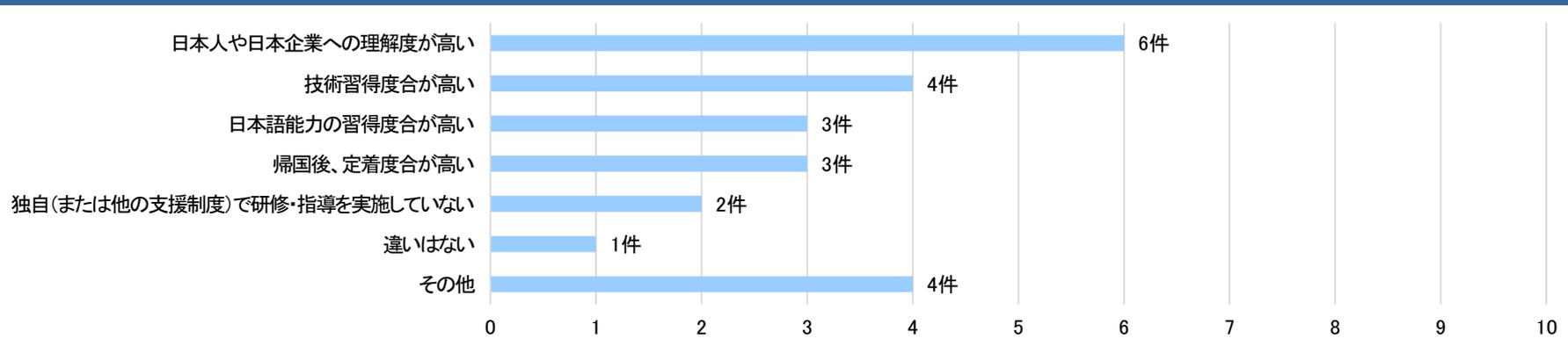
AOTS研修制度のメリット N=49(複数回答可)



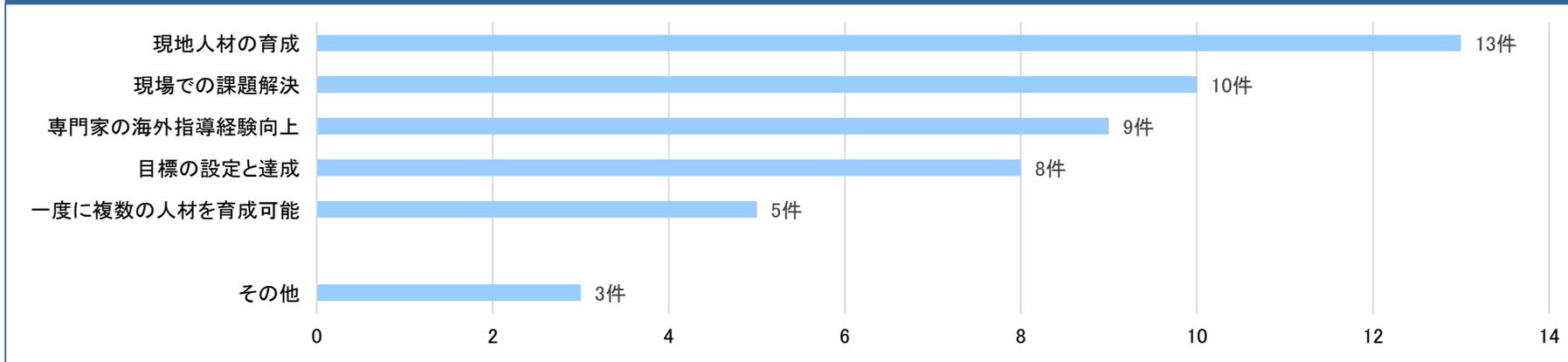
AOTS補助事業「専門家派遣」制度に対するご利用企業の評価

専門家派遣は、海外拠点の技術力だけでなく、専門家自身の指導経験の向上にも寄与
日本企業独自の専門家派遣との違いは、「日本企業への理解度」「技術習得度合い」が高いことなど、
AOTS制度のメリットは、「現地人材の育成」「現場での課題解決」「専門家の経験向上」など

AOTS補助事業を使った専門家派遣と日本企業独自の専門家派遣との効果の違い N=16(複数回答可)



AOTS派遣制度のメリット N=16(複数回答可)



出典：『2017年度 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業） 事業評価報告書』

AOTS補助事業「受入研修」による企業経営への貢献

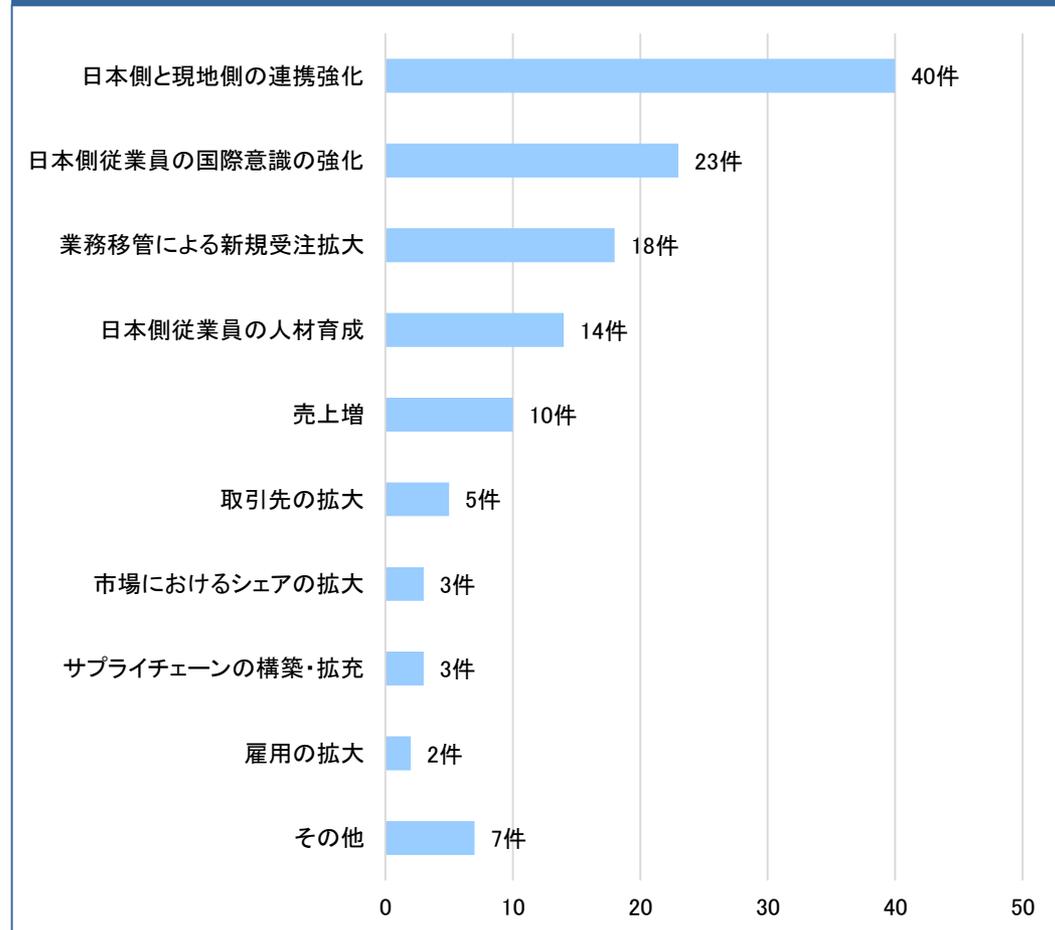
受入研修は、研修生を媒介に日本企業及び海外拠点の双方で効果が発揮されている。

海外拠点(派遣企業)への技術の移転・定着、従業員のモラル向上、生産性向上、離職率低下の効果
日本企業(受入企業)では、海外拠点との連携強化、日本人社員の国際意識の強化、業務移管の効果

派遣企業の経営上の効果 N=49(複数回答可)



受入企業の経営上の効果 N=49(複数回答可)

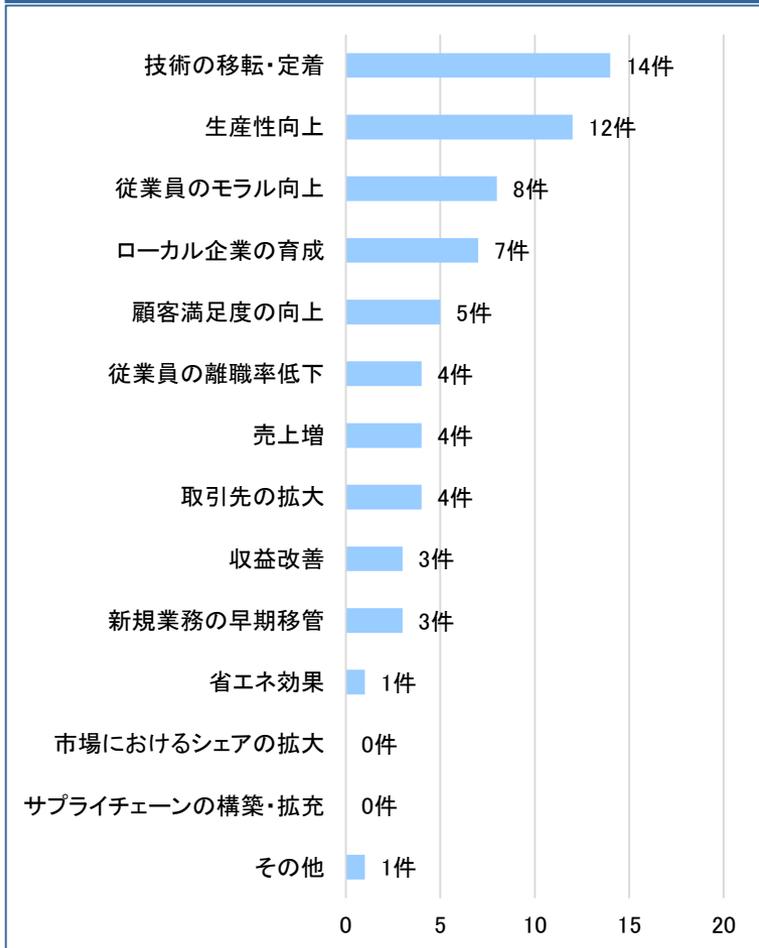


AOTS補助事業「専門家派遣」による企業経営への貢献

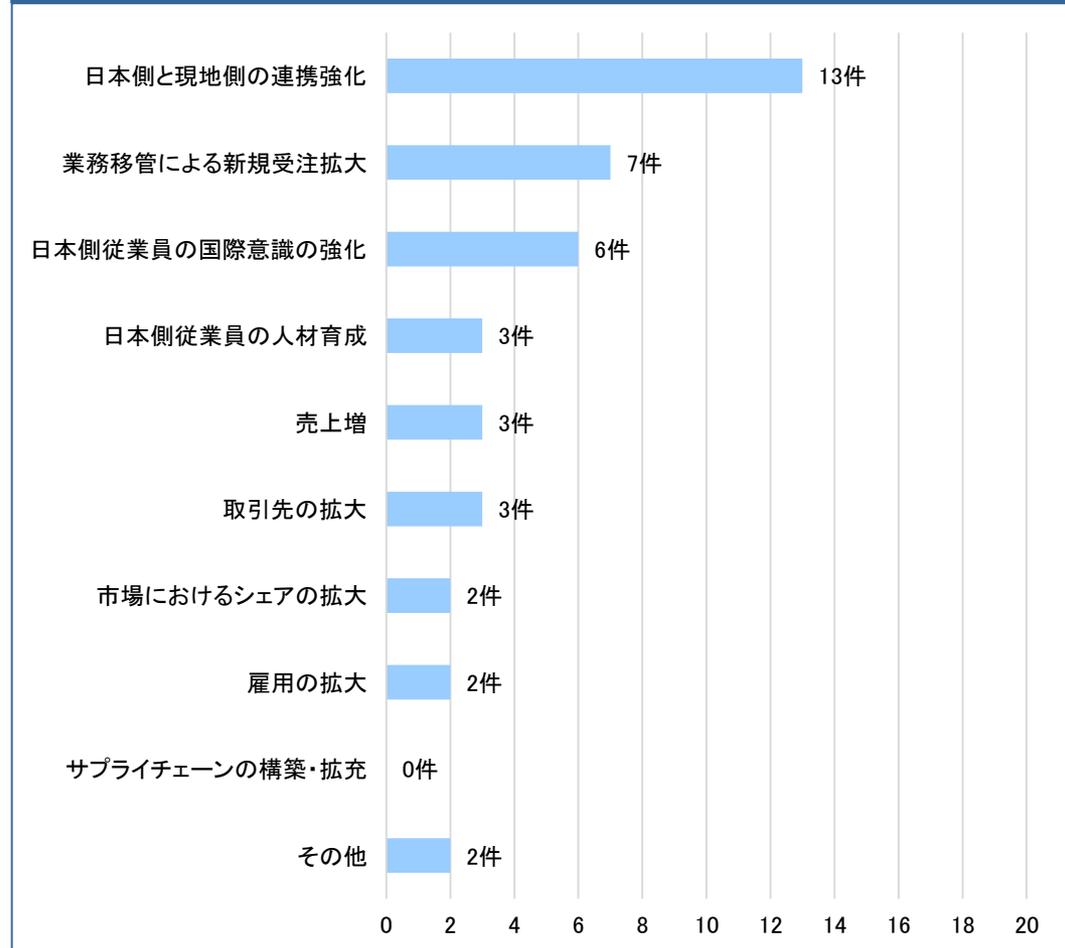
専門家派遣は、専門家を媒介に日本企業及び海外拠点の双方で効果が発揮されている

海外拠点(指導先企業)の技術の移転・定着、生産性向上、従業員のモラル向上の効果
 日本企業(派遣元企業)は、海外拠点との連携強化、業務移管、従業員(専門家)の国際化の効果

指導先企業の経営上の効果 N=16(複数回答可)



派遣元企業の経営上の効果 N=16(複数回答可)



出典:『2017年度 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業) 事業評価報告書』

受入研修制度をご利用頂いた企業様の声

業種	国	研修内容	成果
自動車部品製造	メキシコ	ダイカスト 金型製造	当初、実務経験者としてのプライドから体裁を保とうとし、質問などができなかったが、1ヶ月経過すると徐々に突き詰めた質問が出始め、わからないことを突き詰めるようになった。 日本スタッフだけではなく、技能実習生のタイ人などとも、日本語で意見交換するなど、AOTSの日本語研修の成果も大きい。
建設機器設計・ 製作	ベトナム	トンネル用型枠 設計	数年にわたる受入研修の継続的な実施により、現地人材を管理職、経営層に昇進させ、従業員の採用など、全て現地の経営に任せている。 日本にいる間は、日本人社員が研修生に積極的に日本語を教える習慣をつけ、業務も日本語で行っている。帰国後も、図面を書く、お客さまとの打合せをする、間違えれば謝る、といった業務を日本語で行い、帰国後も日本語能力の維持を心がけている。
表面処理加工	フィリピン	めっき製造・検査技 術	水温の維持方法、材料による最適温度の判断及び、製品の検査技術を学んでもらった。日本とフィリピンの不良率の差によって、どれほどのコスト削減が可能で、それがエネルギー削減につながるという視点も身についた。現地と日本の橋渡し役を果たしてもらいたい。
自動車部品製造	メキシコ	自動車用 ピストンリング 製造技術	技術の習得だけでなく、働き方(時間厳守、規律、5S)なども身につけてきた。現地向けに、標準作業書の作成を研修生が中心となり進めており、現地で採用するワーカーを訓練していく予定であり、量産が開始されれば研修生が習得した技術およびワーカーへの指導により円滑に生産が始まり、売上増が見込まれる。
衣料品製造	カンボジア	衣料品製造技術	研修生は挨拶をするようになるなど、積極的な仕事の姿勢を見せるようになり、リーダーとして人に教えるようになった。 月間離職率は、平均5%であったものが、2%台になり、人材の定着にもつながった。 また、日本で研修中には、研修の様子をフェイスブックで瞬時に同僚たちへ送信し、そのインパクトが瞬時に伝わる。研修生たちは、自分たちの商品が店頭と並んでいる(大手紳士服店に納入)のを実際見た時の驚きなど、オンタイムで同僚たちに送っている。

専門家派遣制度をご利用頂いた企業様の声

業種	国	指導内容	成果
自動車部品製造	インドネシア	鋳造部品製造の不良率削減	現地の管理者に、不良原因の解析方法、日報で記録していたデータをどう活用するのかを指導。その都度、データではなく勘で対策するのではなく、QC手法に基づき、突発対応ではない恒久的な対策の必要性を理解してもらった。専門家も、社内で抜擢され、派遣されることで、事前によく勉強し、指導の準備を行い、人に教えることで自身の知識も整理され、質問されることで、更に勉強し、自己研鑽された。
産業機械用部品製造	中国	エンジン部品製造における不良率改善と省エネに関する指導	節約に対する意識改革が根付いた。 (無駄な電気は付けない、切削加工がされている時のみ流し、それ以外の時は水を止める。機械は使用していない時にはすべてを停止し、待機電力、油圧ポンプの駆動、空圧のコンプレッサーの電力を削減。) 適切な設備メンテナンスを日常業務として指導、徹底。 (アルミ炉の汚れを毎日除去し、炉の性能低下を防いでいる。また、不使用時に炉の口を閉じることによる温度の低下を防ぐ。 5Sの習慣づけ、QCDの意識づけができた。
自動車内外装部品製造	タイ	エンジン部品製造における不良率改善と省エネに関する指導	タッチアップ 塗装で塗装不良を再塗装が多発していたが、ウィンドシールドの塗装の不良率が5%から0.5%に下がった。 工場管理目標、生産性、仕損費、電力使用量、輸送費など、様々な指標をデータ化し、ベンチマークと現状が見える化されるようになった。 カイゼン結果は、それらのデータを用いて週1回発表会している。
裏絹製品開発製造	ミャンマー	座繰り・真綿製造技術	指導では文章だけではなく、わかりやすくイラストを使ったマニュアルで指導。若い女性が多いので、まずは褒めた上で注意すること、公平であることに気を配ったことで、日本で反物をつくれるレベルにまで絹糸の品質があがった。ミャンマーの若い女性たちが、自分の故郷で働ける場所をみつけたこと。仕事、経験を通し、プライドをもって積極的に働いてくれるようになったこと。

よくある質問(技術研修)

1. 来日前に日本語を全く勉強していなくても一般研修コースに参加できますか？

参加できます。尚、J13W、J6Wコースは日本語学習の初学者を対象として設計されていますが、学習効果を考えると来日前から平仮名、片仮名の読み書きなど日本語の学習を始めておくのが良いでしょう。

2. AOTSの一般研修コースに参加せずに直接企業での実地研修を始めることはできますか？

可能ですが、研修実施可能な言語環境があることが条件であり、研修期間は最大120日以内となります。また、過去5年以内に一般研修に参加した人は、一定の条件を満たす場合に限り、最大1年間の研修を行うことも可能です。

3. 一般研修コースの種類について、J13WかJ6W か迷っています。

J6Wは簡単な日常会話能力の習得を目標に約800の基本語彙、75の基本文型、仮名、漢字100字程度を、J13Wは実地研修や日本での生活に役立つ日本語能力の習得を目標に約1,400の基本語彙、150の基本文型、仮名、漢字300字程度を学習します。また、両コースともに講義や見学で日本の社会、文化、産業への理解を深めます。

*上記の目標は初めて日本語を学習する方の場合の目標数です。

4. 研修生を就労させることはできますか？

できません。研修生は「出入国管理及び難民認定法(入管法)」上の「研修」という在留資格で滞在していますので、この資格では働いて報酬を得る、いわゆる就労活動は認められません。

5. 研修生や受入企業を斡旋してくれるのですか？

AOTSでは研修生や受入企業の紹介、斡旋は行っておりません。

6. 中核人材の育成なので、研修生は大卒以上でなければなりませんか？

短大や高等専門学校卒にあたる方も本制度の対象となります。その他の場合については、研修を行う分野において十分な経験や職歴を持っており、かつ派遣企業の関係部部門において管理、監督的な役割を担うような方であれば対象にすることができます。

よくある質問(専門家派遣)

1. 派遣専門家の資格はありますか？

25歳以上69歳以下で、日本に住所を有する方(在住10年以上)です。また、指導分野に関して5年以上の日本国内業務経験が必要となります。

2. 指導先企業に赴任中の自社社員を本制度の専門家にできますか？

専門家は指導・助言のために協会の専門家として派遣されますので、指導先企業の経営者や工場長などの責任を持つポストに就くことは認められておりません。また、指導先企業への出向による駐在者も当専門家派遣制度の対象になりません。

3. 操業開始前の会社に専門家の派遣は可能ですか？

操業が開始されており、設備が稼働して指導対象者の従業員が雇用されていることが条件となっています。

4. 制度利用申込みは日本の本社又は海外法人どちらからすれば良いですか？

日本国内法人様からお申し込みをお受けしています。なお、現地ローカル企業の場合は、出資・商取引関係のある日本国内法人から申請をしていただければ可能です。

5. 派遣する専門家は自社社員だけですか？社外の専門家を派遣することは出来ますか？

派遣元企業と囑託契約等雇用関係を結んでいただければ、ご利用可能です。

6. 専門家を派遣できる期間はどれ位ですか？

原則1ヶ月から10ヶ月です。ただし、予算の状況により期間調整となる場合があります。

7. 1社から複数の専門家を派遣することはできますか？

当年内で、新興国事業は20人月(例:10ヶ月×2名)、低炭素事業は25人月(例:5ヶ月×5名)まで可能です。ただし、派遣専門家毎に指導内容や目標設定を分けて頂く必要があります。詳しくはご相談ください。